平成26年度履行状況調査(進捗状況把握)結果一覧

| ### 1 |
|--|
| AND CONTROLLING A SALL OF MENT AND PLANT OF THE PROPERTY OF TH |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--|--------------------------------|
| | | 第6節 モニタリングの在り方 [リスクアプローチ監査について] 〇 監査対象課題のうち抽出した課題については、総合的な視点で書面監査を実施し、研究者の旅費については、出張の目的や概要についてヒアリングを行っており、非常勤雇用者については、「採用の手続き」、「業務内容等」、「出勤時、退勤時の行動」、「事務部門との関わり」などを中心にヒアリングを行っている。 〇 主要取引先については、取引基本契約の約定に基づき、取引に関する会計帳簿及び伝票等の関係帳票並びに決算報告書及び法人税確定申告書等の提出を求めて、不正な取引の有無について確認している。一般取引先については、取引に係る勘定残高の確認(未払金残額と取引先での売掛金残額の整合性)を実施して、不正な取引の有無について確認している。 | |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|---|---|
| ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、年間を通じた研修会・説明会の開催、全教員に対する包 括的な誓約書提出の義務化、検収体制の強化、内部監査の強化 など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ インの要請事項のうち、機関内の責任体系の明確化、不正に係る 調査の体制・手続き等の規程整備、特殊な役務に関する検収の 実施など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること から、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、 公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングし ていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再 | 第2節、選正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上、実施について] 〇 年代期間でする(公が研究費の不正使用防止に関する説明会」への出席を義務化し、受講時に不正を行わない旨の誓約 むの提出を表がした。 6) 北海道教育大学における公的研究費の不正使用防止に関する説明会に出席した。1 と規定しており、説明会に出席した。2 と規定しており、説明会に出席した。3 を表がしている。 第4節 研究費の適正な運営・管理部の情報を表していて (物品・役務の免注・機収素材について) 〇 教育事が作成した購入体額者に基づき、事務部門において価格調査等のため見積巻を徴取し、発注を行っており、教員発注を一切認めていない。また、検収についても契約担当職員である事務職員が行うことで、東着との重角を予防している。第6節 モニタリングのエリン (が成していている) (1)22771-17年至40月末代の主の機能を対象とは、1 作品・2 を表が多ながある。 第6節 である事務職員が行うことで、東着との重角を予防している。第6節 では、1 作品・2 を表が多ながある。 1 作品・2 を表が多ながある。 1 作品・2 を表が多ながある。 2 を表が多ないでは、2 を表が多ないでは、2 を表が多ないでは、2 を表が多ないで、2 を表が多なが多ないで、2 を表が多ないで、2 を表が多ないで、2 を表が多ないで、2 を表が多ないで、2 を表が多なが多ないで、2 を表が多なが多ないで、2 を表が多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが多なが | 第1節機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 〇 最高管理責任者による不正防止対策の基本方針を明確に策定すること。 【統括管理責任者について】 〇 統括管理責任者から最高管理責任者への報告体制を規定改正を行い整備することとしているが、着実に実施すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 〇 コンプライアンス推進責任者から統括管理責任者への報告体制について規定改正を行い整備することとしているが、着実に実施すること。 ○ 部局責任者がコンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス教育を行う体制を整備することとしているが、着実に実施すること。 ○ コンプライアンス推進責任者によるモニタリングについては、モニタリングの在り方を含め体制を整備するとしているが、改善指導体制の整備も含め、着実に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 |

| る。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育の実施、全て構成 員からの誓約書の提出及び行動規範の策定など、いまだ実施に 至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施するとともに、総長(最高管理責任者)等で構成される運営企画会議等において報告している。 インの要請事項のうち、コンプライアンス教育の実施、全て可構成 員からの誓約書の提出及び行動規範の策定など、いまだ実施に 至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実 | 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|------|---|---|--|
| 「不正を発生させる意図の影響を不正が上げ回の東定) 「公室立ちゅうに、大変の事態に対し、アカーアンので、大変の事態に対し、大き状況の関係を行うととし、未改善事項の製理を いっている。また、無数の数を分析し、アカーアンので、大変の事態に対しては、、必要が異には関すても現代している。 においてを見まれた最少の対人をおいては、一次の事業を経過した。 これにいても見まれた最少の対人を実にいて、内容を含まれた。これでは、これには、これには、これには、一般では、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに | 東北大学 | 進展し、機関内の責任体系の明確化、ルールの明確化・統一化及び職務権限の明確化など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育の実施、全ての構成員からの誓約書の提出及び行動規範の策定など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(事務職員がパソコン等の物品を検収後に業者に売却し、その代金を領得)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・郭で、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求 | 「執於管理責任者について】 の終括管理責任者(財務担当理学)が、「研究費不正使用防止計画」を策定・実施し、「体制整備等自己評価チェックリスト」、「研究費の適正と接現準に関する中台書」及び「研究費の経理等に関する理解度チェック」等によって毎年度その実施状況を確認するとされ、影長(最高管理費 任奇)等で積度なる。企画、金編等において報告している。 「コンプライアンス推進責任者」について】 の会計規程に定める「予算 長住者」(部局長)をコンプライアンス推進調責任者としてを、その補助者である事務責任者として、 の会別規程に定める「予算 長住者」(部局長)をコンプライアンス推進調責任者としてを、その補助者である事務責任者として、 の規程に定める「予算 長住者」(部局長)をコンプライアンス推進調責任者としてを、その補助者である事務責任者をしている。 の課程に定める「予算 長住者」(部局長)をコンプライアンス推進調責任者としてを、その補助者である事務責任者をして、 いて適切に関係の資金の管理・執行がなれているが等をモニタいグし、必要に応じて改者・基性としており、例えば、管理をが構造して研究者等に配付したり、議会の出勤表をエチレいで、 の事に応じる事務担害者向けの定定事業を研究事等に思想したり、総会の出勤表を工夫し、証拠重額の侵金や事務処理の部りの訴止に努めるとどしている。また、各局における対策の実践については、民が完実の適正な経理等に関する中告書」及び研究費の経理等に関する場所に関する中告書」及び研究費の経理等に関する場所に関する中告書」及び研究費の経理等に関する場所に関する中告書」及び研究費の経理等に関するとして、 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 「バト不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 の過去な特面を登金を発きを表出し、フォーア・フン室室の実施により、改善状況の把握を行うとともに、未改善事項の登録を行っている。また、指摘区がを分かりやすぐるため、区の分かた2区分に変更があった場で、 「内部版金手術集」と吸引し、よれらの問題点を対策について体系的に要素とない、 「内部版金手術集」を成れし、プロ・フンク事業について、「の発生変更を含めた計器点をが持ずるとともに、その対策を検討した上で、 「内部版金手術集」を表現している。 (2)不正防止計画の実施 「不正の止計画の実施 「不正の止計画の実施 「不正の止計画の実施 「不正の集ま」の実施とでいる。 (2)不正防止計画の実施 「不正の止計画の実施 「不正の止計画の実施 「不成の場合を対している」といる。 「研究を表す事項をとしている。ことしている。 (2)不正防止計画の実施 「不成の場合を対している。といる表現を対している。 (2)不正防止計画の実施 「不成の場合を対している。といる表現を対している。 (2)不成したいの表となるとは、表現を対した研究を対したの表の表したができないを表している。として、財の業を検討している。 の場を検は力がする理解をチェックの対象を検討している。 の場を検は力に、財の場を検討している。 の場を検は力がするを対している表とと関いに対しているの場を検討している。 の場を対している表とは、表現を対しましないる。までは、対しているのの場を検討している。 の場を検は力に、物品の場合を対している。 の場を検は力に、対した研究を表しました。 「教育を関するを対している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 は、発展のの場とは、、、発所の実施には、、表記を対している。 は、、表記を対している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 の場を検討している。 のるとは、、表記を述れている。 のるとは、表記を対している。 のるとは、表記を対している。 のるとは、表記を対している。 のるとは、表記を対している。 のるとは、表記を対している。 のるともに、表記を対している。 のるともに、表の情でしたいである。 のるとは、表記をしまれている。 のるともに、ために、表記をしまれている。 のるともに、表の情でしたった。 のるとは、表の情でしたいで、またが、に対しために対している。 のるともに、表の情でしたいで、またが、に対している。 のるとは、なるに関するとないで、なるに関すしたいで、またが、に対し、なるに関すしたいで、またが、に対し、なるに対している。 のるとは、なるに対し、なるに対し、なるに対し、なるに対 | [コンプライアンス推進責任者について] のコンプライアンス推進責任者に当らが最高農性者」のコンプライアンス教育に係る役割については、新たに策定中の学内規 限において変める予定としているが、その検定について新業に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識的上 第20 通正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1) 国所者の意識的上 第20 通正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1) 日ンプライアン教育の受護が決議を検討中上しているが、その検討を踏まえ、萧実に実施すること。 ロンプライアン教育の受護が決選及び環線度の配偏について1 のコンプライアンス教育の受護が設及び環線度の配偏について1、受講者に提出させることとしている中告書及び環解度テェッの内容を見直すことによって実施することと 「競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める姿勢書等について1 の対象者の範囲を拡大し、さらに、誓約書には一部、ガイドラインに示す内容が遅り込まれていないため、当該内容を達り込んがおた智告書を提出させることとしているが、その規程について著実に実施すること。 「行動規能の策定について] の新たに策定することとしているが、その策定について萧実に実施すること。 「行動規能の策定について] の指定に係る認力の体制・延伸の現場に関する規程の悪物自力研究と、「一般を観力を対象し、「一般を表の関係を通り、「一般を表の関係を表し、「一般を表の表を表している」と、「一般を表し、一般を表し、「一般を表し、一般を表し、「一般を表し、「一般を表し、一般を表し、「一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し、一般を表し |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|---|--------------------------------|
| | | 【リスクアプローチ監査について】 〇平成24年度から、過去の内部監査結果、会計検査院による検査結果及び他大学の情報等から不正が行われるリスクが高いと考えられる事項を重点的に洗い出した上で実施する「リスクアプローチに基づく監査」を導入している。これにより、不正発生要因となり得る事項を早期に発見することができるようになっている。また、リスクアプローチ監査に併せ、監査報告書の指摘事項の区分を簡略化したことにより、改善計画書の提出を求める事項が増加したため、被監査部局において、当該指摘事項の発生要因を追及するとともに、改善計画書を作成することにより、部局等自らが迅速的に改善を図る体制を構築することができました。なお、別途フォローアップ監査を実施することにより、部局等の自覚を促すとともに、監査室において改善状況の把握に努めている。さらに、より具体的な監査結果を会議等において報告等の自覚を促すとともに、「内部監査事例集」※を作成し、周知を行うことで、各部局等においてリスクの発生の可能性を把握することに役立てられています。 ※「内部監査事例集」では、内部監査によって発見された問題事例を、契約、検査、受領、役務、立替払い、旅費、謝金、科学研究費助成事業、受託研究など体系的に整理し、それぞれの事例毎に、事例の具体的な内容、問題点、対策を1ページに見やすくまとめており、事例によっては、更に、ワンポイントアドバイスや豆知識、Q&Aなど関連するトピックスを加えている。 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇「競争的資金の監査」において、実地監査の対象となっている一部局当たり十数件の物品等の中から、比較的、高額な物品や換金性の高い物品等、リスク等を勘案して抽出し、物品等の実査を実施し、現物確認を行っている。また、同監査において、新規の業者や取引の相手が特定の教員・研究室に偏っている業者など様々な条件を設定して業者を抽出し、取引照会という形で、業者に対して請求書番号によって対象となる取引を特定し、業者の帳簿に記録されている納品日等の日付や金額等を確認している。 | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|---|---|---|
| 群馬大学 | されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、機関内の責任体系の明確化、構成員及び業者からの誓約書の徴取、不正に係る調査の体制・手続等の規程整備など、いまだ実施に至っていない事項が残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、旅費によるブール金等)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 【物品・役務の検収業務については、「国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程」等に規定されており、原則として検収業務は事務部門が行うこととしている。 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 専門的知識の必要とする特殊な検収については、特別検査職員を発令することを規定している。また、特殊な役務契約の執施査については、検収に関することを「会計ルールハンドブック」で具体例を記載し、成果報告書等により納品検収を行うこととしている。 ○ 検収者と発注者が異なるよう周知し、検収者を特定すること、検収を当番制にする等、検収に際して牽制体制を確保している。。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行っている。 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアブローチ監査の具体的な方法について】 ○ 非常財雇用者については、業務実施場所に不定期に赴き毎月1回勤務事実の確認を実施している。また、内部監査時の9月頃に、年1回業務内容・勤務形態などについて、ヒアリングを実施している。また、内部監査時の9月頃に、年1回業務内容・勤務形態などについて、ヒアリングを実施している。こ本の・まさの場合との場合とでいる。また、内部監査時の9月頃に、年1の業務内容・動務形態などについて、アリングを実施している。また、内部監査時の9月頃に、毎1の素を対象を使用している。また、内部監査時の9月頃に、毎1の素を対象を使用している。また、内部監査を実施している。この抽出方法は重要性の高い金額・件数から一定数の監査を行い、さらに幅広く監査を実施するためその他の業者についてはランダムにで抽出し実施している。 | ○ コンプライアンス推進責任者によるモニタリング及び改善指導については、コンプライアンス体制(研究費の不正使用防止・研究活動における不正行為防止等を含めた公正活動)の見直しを行い、今後規程を改正する予定としているが、着実に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 改正ガイドラインに基づき規程改正の上、教職員等から誓約書の提出を求めることとしているが、着実に実施すること。 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ○ 「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」等に定める予定としている以下の事項について明確 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|---|--|--------------------------------|
| 東京大学 | の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育に関すること、全ての構成員からの誓約書の提出及び不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていてことが求められる。また、継続中の不正に係る調査について速やかに完了させるとともに、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握・ | 【コンプライアンス推進責任者について】 〇コンプライアンス推進責任者は、部局において実施される通常監査(内部監査)の書面調査部分において、その実施状況を確認し、統括管理責任者に報告している。また、当該監査において、適切な管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて、改善を指導している。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 (不正防止計画の実施】 〇平成20年度に策定した不正使用防止計画は既に実施済の内容も多くなってきていることから、平成26年度に当該計画の改定を行っている。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 〇取引停止の措置要領及び調達に係る基本方針をホームページで公表するとともに、基本方針については学内に啓蒙ポスターを掲示し、業者に対してリーフレットを手交のうえ口頭で周知している。また、大学との取引にあたっては、同方針の遵守、不正に関与した場合における措置を盛り込んだ誓約書の提出を業者に求めている。 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 〇調違に関する基本方針は、業者用と大学構成員用にリーフレットを作成し、各々が遵守すべき事項を定めている。その中で、癒着の防止に関しては、業者のみならず大学構成員に対しても、収賄、談合及びこれを疑わせる行為を行わないよう周知徹底している。その他、物品購入に係る不正取引防止のために、収賄、談合及びこれを疑わせる行為を行わないよう周知徹底している。その他、物品購入に係る不正取引防止のために、Web発注システム「UTokyo購買サイト」及び「UTokyo試薬サイト」を導入し、調達プロセスの透明化を図っている。 【特殊な役務に関する検収】 | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|---|--|---|
| 東京農工大学 | 実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、責任体系の明確化、コンプライアンス教育の改善、不正に係る調査の体制・手続等の規程等の整備、不正防止計画の策定など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、旅費によるプール金等))に対する再発防止策を着実に実施することも含め、 | 「物品・保務の経収実務については、各地区に検収センターを設員し一括して事務部門により実施しており、研究者等による核収に変めてない。 第6節 エミカリンのキウ方 (リスクアプロー・経済の身体的な方法について) の 非常勤業用者については、原則、競争的資金の監査対象課題より無作為にて抽出した課題の経管にて雇用された者を対象に対象策略についてよアリングを実施している。年、数争的資金を含めた全でのか質金女体をし、操作者にて抽出した期間等を分象によてピアリングを実施している。また。数争の資金を含めた全でのか可愛金体を対象にお問題を参加した対象連動の存在の存在では、変遣合格等への記述の名間等を確認して抽出した実題の経費にで関えた場合を表しました。 の 報告的資金の企業分表を製造し、関係為出出しても、年度26年度については、無作為抽出した対象連額のすべてを対象を必要を表す。 の 報告的資金の変態が表彰を記り無作為にで指出した課題の経費にで募入したの金で、機名の存在で認、変遣合格等への記述の名間等を確認している。平成26年度に表しては、定り合金を実施している。平成26年度に表している。平成26年度に表している。平成26年度に表している。平成26年度に表している。平成26年度に表している。平成26年度に表している。平成26年度に表している。平成26年度が表しませない。 | 第1節 機関内の責任体系の即産化 (基本質型的性系列では10個型性を含めいコプライアンス推進責任者の役割、責任の下在・範囲ト権限を定めた内部規定管 を整備、その地域の機関的外へ機能の含まりをはいているが、素実に実施すること、 を整備、その地域の機関的外へ機能のでは、 を整備、その地域の機関的外へ機能のでは、 を発展します。これでいて1 (はおき質量は着について2) はおきでは、経現には、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年でありません。 はおきでは、2000年であります。 はないるでは、2000年でありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 にないるでありません。 はないるといるが、表生に実施するととしているが、表生に実施するととも、 といるが、表生に実施するともの、 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありません。 はないるでありままないるでありまない。 はないるでありまないるでありまないるでありまないるでありまない。 はないるでありまないるでありまない。 はないるでありまないるでありまない。 はないるでありまないるでありまない。 はないるでありまないるでありまないるでありまない。 はないるでありまないるでありまない。 はないるでありまないるでありまない。 はないるでありまない。 はないるのでありまでは、 はないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないるのでありまない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|--|
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 雇用期間中における勤務状況について、一部事例において、研究室のみが現況を把握しているものもあるため、事務部門としても管理するため必要な体制を整えられるよう、検討しているところであるとしているが、着実に体制を整備すること。 〇 支払時においては、事務部門が出勤簿等必要な資料を確認しているが、雇用期間中における勤務状況については、一部事例において、研究室のみが現況を把握しているものもあるため、事務部門としても管理するため必要な体制を整えられるよう、検討しているが、着実に体制を構築すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 公的研究費により購入した物品については、特に換金性が高いと考えられる物品について別途定義すべく、現在当該範囲等について検討しているが、着実に管理体制を構築すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇 再発防止向けて効果的な周知内容・方法等について検討し、実施することで、コンプライアンス意識を向上させるとしているが、監査報告の取りまとめ結果を着実に活用すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名総合 | 計 所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|--|--------|--------------------------------|
| 進展し、コンプライアンス教育、対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(甲インの要請事項のうち、特殊な物品の管理、研究者の出版といまだ実施に至っていないた、平成24年度に実施した「ガー沢調査」の留意事項について・27年度の履行状況調査の対象の管理・監査体制の整備・運用ある。 先般明らかとなった不正事案対する再発防止策を着実に理・監査体制について一層の態・効果等を点検・評価し、所要を図っていくことが求めら係る。また、継続中の不正に係る認ともに、不正事実が明らかとな | 成26年10月末)において、ガイドラ (公務に関する検収、換金性の高いの参加において、ガイドラ (公務に関する検収、換金性の高いの参加におい立いの参加を記まれていること、 (で表現での表達ので、 (で表現での表達ので、 (で表現で、 (で表現ので、 (でまた。) (でまた。 | を | ス [コンプライアンス推進責任者について] |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|--|--|---|
| | 進展し、ルールの明確化・統一化、職務権限の明確化、情報発信・共有化の推進など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任者に関すること、コンプライアンス教育の実施・受講管理・理解度把握、全ての | | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 〇統括管理責任者の最高管理責任者への報告について、規程を改正することとしているが、その改正を着実に実施すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 〇コンプライアンス推進責任者について、規程を改正することとしているが、その改正を着実に実施すること。 |
| 東京海洋大学 | 構成員からの誓約書等の提出など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 〇研究機器の仕様策定において、研究者だけでなく事務職員を1名以上加えることとしており、特定の業者に有利にならない よう対策を講じている。 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 [コンプライアンス教育の実施について] [コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について] 〇コンプライアンス教育については規程等を整備し、実施することとしているが、それらについて着実に実施すること。 |
| | | (分)、対象に対している。 (分)、対象に向けた中間整理作業等において、予算の執行状況を把握し、研究者に対して適正な執行を促しているほか、特定の 業者との関係等にも注力することとしている。 | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 〇競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する誓約書について、全ての構成員から提出させることとしているが、 その提出について着実に実施すること。 |
| | | 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 〇専任の事務職員の検収担当者による検収の実施及び物品検収後の数日後に適宜、抜き取りで、研究室等に出向き、現物の有無の確認を実施している。 | 【行動規範の策定について】 ○行動規範について、学内の周知及びホームページでの公開をすることとしているが、その周知・公開について着実に実施する |
| | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇出張報告書により出張の事実確認を行う際に、重複受給がないかなども含め、用務の目的等の適切性を確認している。また、宿泊を伴う出張に関しては、宿泊証明書等の提出を求めることとしている。さらに、年2回、無作為に抽出した出張案件について、出張先の相手方に出張の事実確認を行っている。 | (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 〇不正の告発等の制度について、コンプライアンス教育等で周知徹底していないため、周知徹底することとしているが、その周知 徹底について着実に実施すること。 |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇毎年度、牽制が効きづらいと考えられる遠隔地にある教育研究施設に赴き、監事、会計監査人及び監査室による合同監査 を実施し、現地教職員等へのヒアリング及び意見交換、固定資産の実査等を分担し実施している。 | 〇ホームページのトップページに「お問合せ」及び「研究不正通報」の入口を設置し、リンクしているページに関連の情報を掲載して周知し、告発者の保護については、規則を公開して周知を図っているが、分かりづらいため、今後、トップページ入口からのリン |
| | | を夫施し、現地教職員寺へのことリング及び息兄文揆、回走員座の夫宜寺を万担し夫施している。 | 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 〇規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・調査委員会の設置及び調査の実施に係ること |
| | | | ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・不正の有無等の認定に係ること ・不正の有無等の認定に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・配分機関の調査への協力に係ること |
| | | | 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 〇研究費不正使用の防止策の実施状況報告を通して、不正発生要因があるか確認はしているが、体系的に整理し評価をしていないため、今後実施していくこととしており、また、不正防止計画については、定期的に見直しをしていないため、今後見直すこととしているが、それらについて着実に実施すること。 |
| | | | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 〇正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等において、繰越制度を積極的に活用するよう、周知徹底を図ることとしているが、その周知徹底について着実に実施すること。 〇研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことについて、メール及び研修等で周知徹底を図ることとしているが、その周知徹底について着実に実施すること。 |
| | | | 【業者に提出を求める誓約書等について】【業者に提出を求める誓約書等の内容について】○誓約書について、内容等について検討し、提出を求めることとしているが、その提出について着実に実施すること。 |
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇実効性のある明確なルールを定めた上で運用することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇少額(10万円未満)で換金性の高いパソコン、カメラ等の物品について、シールを貼り管理している。競争的資金等で購入したことを明示、物品の所在が分かるよう記録するなど実施することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇関係部署の連携を一層、強化し、不正発生要因情報の入手を行うとともに、引き続き、不正防止計画の実施状況等を確認するなど、大学の実態に即したリスク要因の適確な把握とその分析を実施し、監査計画を検討することとしているが、検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【リスクアプローチ監査について】 〇内部監査において、リスクアプローチ監査を取り込んだ監査として、具体的にはガイドラインに例示されている各取組を行うこととしている。現在、リスクアプローチ監査の実施方法やサンプルの抽出方法等の具体的な方法について、検討し、実施することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇ガイドラインの改正を受け、コンプライアンス教育実施体制について監事や内部監査人との連携を図り、今後、監査結果をコンプライアンス教育の一環として類似事例の再発防止等に活かされるようにすることとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|---|---|
| ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・9 施、情報発信・共有化の推進及び職務権限の明確化など、所要 の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドインの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任者に関すること、コンプライアンス教育の実施・受講管理・理解度把握及び全ての構成員からの誓約書の提出など、いまだ実施に至っていない項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・3 開状況をモニタリングしていく必要がある。 | 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 () 内部監査結果、不正経理の情報を受け付ける通報窓口への通報、報道による情報等により認識した不正免生要因を分析 L必要になて不正使用防止計画を見定している。具体的には、大学で研究費の不正使用が発生したことを受け、不正発生 要因として研究費の適性な会計処理等に対する意識が低いことが認められたため、教職員へ対し公的研究費に係るアンケー 特別者を楽曲している。その特果・都局責任者の不正防止に関する意識の向上及び制局の会計担当者のスキル向上が必要 であると判明したため、不正使用防止計画に「全学施一の部局責任者専用リーフレットを作成し、配布する」こと及び「部局内に おいて、研究者と会計担当態度」が全計に関して意見交換をする場を定期的に開催し、問題意識を共有するとともに、相互理解 を促進させる」こと等の見直しを行っている。 (2) 不正防止計画の実施 (2) 不正防止計画の実施 (3) 広が高いを変し、一の業務において、最高管理責任者の下に不正防止計画を策定し推進している。また、各部 局から不正防止計画の実施状況を年1回、定期的に統括管理責任者に報告させ確認している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 [業者に対する処分方針について] (3) ベーージ上で調達に関する基本方針を公開し、業者に対し周知するとともに、学内に設置してある調達関係の掲示板に接示しているはか、接数回取引のある業者に対して、業者にて周知している。 (4) 様成員と業者の無差を防止するその他の対策について、 の株に指している。は、発力的により、表示、定期内部監査時の書面監査時において、特定業者に対する免患が集中しないよう指導を設定して、いる。また、定期内部監査時の書面監査時において、特定業者に対する発達が集中しないよう指導している。 (第2) に当事者以外の検収が随時モニタリングを行い確認とでいる。また、定期内部監査時の書面監査時において、特定業者に対する発達が事からの認事を発して、油出した場合等と重点を認対象として、他に不正のリスケが高いものに、特定の実体、発達者に対する検収として、抽出方法について、熱品検収センターを通過しなかった物品等の引えないように集発を測で抽出検定を実施している。由出割合については、全体認と無差別にで抽出した分合う算し、全体の20%強を抽出して事後確認を完全のについて、結ら検収センター、設定制に関いるを対し、対応可能な最大値である20% 強を事後確認対象割合として、連用を行っている。 (3) 有いの表示に関いを検収を対していて、対応の表に関いを検収を行っており、必要に応じて発き者からの影響をでき検証数点対して、熱品検収センター人員で対応できる体を分析し、対応可能な最大値である20% 強を事後確認対象割合として、連用を行っている。 (4) 表述の発音を対して、連携を表がして、対応は関いを表がして、対応に対して、対応を表がしている。また、表がして、対応を表がして、対応を表がしている。また、表に関いを表がして、表がして、表がして、表がして、表がして、表がして、表がして、表がして、 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 (最高管理責任者について) の最高管理責任者の異核に、公的研究費等の管理及び運営を行うための基本方針を策定し周知することを規程に明記することとしているが、その規程改正を着実に実施すること。 (統括管理責任者の貢献に、基本方針に基づいた大学全体の不正使用を防止する具体的な対策を作成し実施すること及びその実施状況を定期的に最高管理責任者の責務に、基本方針に基づいた大学全体の不正使用防止することとしているが、その規程改正を着実に実施すること。 (コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンス推進責任者を設置し、コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンス推進責任者を設置し、コンプライアンス推進責任者に報告することとしているが、その規程改正等を素実に実施すること。 (コンプライアンス推進責任者の責務を規程に明記し、コンプライアンスを定義して、の商局内において不正使用的止針間を支援して、不正使用に関する防止対策への理解や意識を高める等のコンプライアンス教育を実施し、受講が大送等の管理監督を行うこととしているが、着業に実施すること。 第26 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの開始に一動で、一般で表に表して、一般で表に表して、一般で表に表しているが、第実に実施すること。 第26 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの開始について) 〇不正使用防止計量改正し、その防止策として容免活動の実施を明記し、不正防止計画推進部署や執行部署などの関係部 著が大学全体の使用ルールを体系化するとともに、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知することとしているが、その改正を名実に実施すること。 (3)関係者の意識向上 (コンプライアンス教育の実施について) 〇コンプライアンス教育を実施することとしているが、その規程改正等を着実に実施すること。 (2) 関係者の意識に関連に関立るととしているが、その規程改正等を着実に実施すること。 (提集中に関するが理を変更し、その中で、整約書等をコンプライアンス教育の受講状況をの管理監督を行うことを規程に明記するとともに、コンプライアンス教育を実施することとしているが、その改正を着実に実施すること。 (現場の研究の対策を定している事がにのよりに関連に表しとしていて)の非確に対する研究責の使用が定している。そので表述を表で表に実施すること。 (3) 関係者の意識ない、調査ない意味に関する規程のを構していて、例理に関係を記述としていてが、その改正を指案に実施すること。 (4) 告条等の取扱い、調査なび影成に関する規程のを構している。 (4) 告条等の取扱い、調査なびとは関する規程のを構している。 (4) 生等の助ない、調査なびを表に関する規程のを構している。 (4) 生等のも対ない、調査ながといての事項について、別確に表しとしていて、の規を開いるととしているが、そのでは、対策を対していて、の規を関するととしているが、そのでは、対策を表に表していて、の規を対するととしているが、そのでは、対策を表に表していて、の規を対するととしているが、表述を表に表していて、の表に関することとしているが、表述を表に表していて、の表に関することとしているが、表述を表に表しとしている。 (4) 生等の表が、対策を表に表しとしているのでは、表述を表に表しとしているので表に表しとしていてが、表述を表に表しましている。 (4) 生等の表が、対策を表に表しとしているの表が、表述を表に表しとしているので、表述を表しましているので、表述を表に表しとしているので、表述を表に表しているので、表述を表述を表に表しているので、表述を表に表しているので、表述を表に表しているので、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表 |

| 機関 | 名 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|----|--------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇実効性のある明確なルールを会計事務の手引きに明記する形で見直しを行うこととしているが、当該ルールに基づき、着実に実施すること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇各部局に対して、ティーチングアシスタント及びリサーチアシスタントの出勤簿等勤務時間管理における適正な管理の実施に関して通知している。他の非常勤雇用者についても通知を行い、雇用管理について改めて事務部門で実施するよう周知徹底することとしているが、その周知徹底を着実に実施すること。 〇学内の会議で、事務部門が勤務内容の確認を行うことなどについて、改めて周知徹底を図るとともに、内部監査(業務監査)において試行的に勤務実態の把握に努め、次年度以降からは監査項目とすることで、勤務実態の確認を行うこととしているが、その周知徹底及び確認について着実に実施すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 ○20万円以上の換金性の高い物品(パソコン、タブレット型コンピュータ、サーバー、電子ブック等に類するもの)については、管理シールを貼付するとともに、50万円以上の物品については、第三者(使用者以外)による実査を行って確認している。それ未満の物品については、抽出のうえ、内部監査において現物確認を行うこととしているが、その確認について着実に実施すること。 |
| | | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇出張報告書の書式を変更(記載項目の追加)を行うことで、面談者等の確認ができるよう改善を行うこととしているが、その改善について着実に実施すること。 |
| | | | |

| 機関名総合剤 | 所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|--|---|---|
| 進展し、情報発信・共有化の推進、 構成員からの誓約書の提出など、 ている。 しかしながら、本調査時点(平成 インの要請事項のうち、コンブライ と、コンブライアンス教育の実施に 書の提出など、いまだ実施に至っ ることから、平成27年度の履行状; 続き、公的研究費の管理・監査体 ングしていく必要がある。 先般明らかとなった不適切事案(理・監査体制について一層の整備 | 26年10月末)において、ガイドラアンス推進責任者に関すること及び業者からの誓約でいない事項が多く残されてい。別調査の対象機関として、引き制の整備・運用状況をモニタリの研究費できるだけ分かり易く所に関することも含め、公的研究費の管を進めるとともに、その運用実的見直しを行いつつ、更なる改善等に関するとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を進めるとともに、その運用実態を変勢によりモーのの強力を検証している。 【特殊な役務の検収業務の会主業務につりの発力を検収している。 【特殊な役務の検収業務の表生を行っている。 【特殊な役務の検収を行っている。また、書類により、主には、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、 | 、不正防止計画推進部署において不正防止の改善に向けた対応がなされているかなど)につている。 盤となる環境の整備 ールの周知] 規則及び会計規則等によりルールを定め、正しく研究費を使用するためのポイントやルール等 月引きを作成し、研究費の管理・運営に携わる全教職員に配布するとともに、大学ホームペーさ る。また、各学部の教授会や講座連絡会等の機会を通して、当該手引きを基に啓発活動を行っ 管理活動 て] グを行い、計画的執行を全学的に促すとともに、内部監査において、予算執行が年度の第4四 省による特定の業者への発注の偏りがないかなどの契約に関するリスクに応じた対応が図られ て] 、発注者とは異なる独立した組織として「検収室」を設置している。 ついては、専門的な知識を有する教職員等を検査職員に任命し、検査(検収)を行う体制として び完了報告書等の履行が確認できる書類を提出させ、検収室が統一されたマニュアルにより より履行が確認できなに場合は、必要に応じて、専門的な知識を有する教職員等を検査職員にいる。 なお、成果物がない機器の保守・点検などの検収は、事務部門が現場にて立会いを行い いる。なお、成果物がない機器の保守・点検などの検収は、事務部門が現場にて立会いを行い 認等の雇用管理について 動務条件について説明を行い、実際の動務状況については、出動簿や体暇簿で出動日数等を 管理につなげている。また、各部局の動務時間管理員の在室する部屋に出勤簿を置き、定期 兄等について 、就定機チンテットの半券やパスポートの写しを提出させているが、宿泊を伴う出張の場合は宿泊 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | リングを実施し、その進捗について、適宜、就括管理責任者に報告する体制を構築することとしているが、その構築について着実に実施すること。 〇eーlearning によるコンプライアンス教育を実施し、併せて、その受講状況について、管理監督を行うこととしているが、それらについて着実に実施すること。 〇名部局等のコンプライアンス推進責任者は、部局の事務部門と連携を図り、部局内の競争的資金等のモニタリングを行うこととしているが、そのモニタリングについて着実に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識内上 「コンプライアンス教育の実施について] 「コンプライアンス教育の実施について] 「コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について] 「コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について] 「コンプライアンス教育の実施に、コンプライアンス推進責任者が、その受講状況等を確認することとしているが、その実施等について着実に実施すること。 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 「音楽窓口等について】 ○業者等の外部者に対しての相談窓口及び告発等の窓口の仕組みについて、ホームページ等で公開することとしているが、その公開について着実に実施すること。 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ○規程等に定める予定としている不正の有無等の認定に係ることについて明確に定める予定としているが、その公開について着実に実施すること。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ○現行の不正防止計画を実定し、改正後のガイドラインに対応するよう実効性のある新たな不正防止計画を策定し、平成27年に以降は、進捗状況を検証記しながら、新たに発見された不正発生要因等がある場合は、見直しを行っていべこととしていることについて、着実に実施すること。 第4節 研究費の適正な運営・管理活のアントで 3 「実施すること。第4節 研究費の適正な運営・管理活の方式 3 「実施すること。 「集者に提出を求める誓約書等について】 ○彼い切れなかった研究費を返還しても、その後の採択等に悪影響はないことについて、学内全体への周知徹底を実施することとしているが、その提出について着実に実施すること。 「議者に提出を求める誓約書等の内容について】 ○経験書の関出を求める活約書等の内容について】 ○経験書の限出を求める誓約書等の内容について】 ○経験書の限知を書等について】 ○競争的資金等で購入した10万円未満の物品(消耗品)のうち、換金性の高いパソコン、タブレット型コンビュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器を対象とし、適正に管理できる仕組みを構築することとしているが、その構築について着実に実施すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|---|--|--|
| 機関名 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、情報発信・共有化の推進及びルールの明確化・統一化など、 所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育の実施に関すること、全ての構成員からの誓約書の提出及び業者からの誓約書等 の提出など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(学生を利用した謝金の虚偽請求)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 ○統括管理責任者は、部局責任者に対する研究費不正防止計画の実施体制への改善命令及び研究費不正防止計画の進捗状況の把握し、最高管理責任者への報告を行うこととしている。また、不正防止計画推進委員会の委員長として、研究費不正防止計画案の作成、部局責任者との協力による研究費不正防止計画画案を、最高管理責任者へ影明したうえで決裁を受け、策定している。また、不正防止計画推進委員会の審議により作成した計画案を、最高管理責任者へ影明したうえで決裁を受け、策定している。また、不正防止計画地達委員会の審議により作成した計画事案を、最高管理責任者へ影明したうえで決裁を受け、策定している。また、不正防止計画の実施状況や改善を求めるべき事項については、年度末に、学長(最高管理責任者)が議長である会議において報告を行っている。 【コンプライアンス推進責任者について】 ○会計システムに関係部局の収支照会一覧を閲覧できる機能を搭載し、各研究者の研究費の執行状況をモニタリングできる性組みを作っており、この収支照会一覧により、各部局責任者(コンプライアンス推進責任者)が自部局の予算執行状況を閲覧し、管理・指導を行っている。なお、事務部門においても、同システムにより執行状況を確認し、執行が遅れている研究課題等について状況や支出経費の誤りを年複数回、確認する等、各部署間で連携したモニタリングの取組を行っている。第2節適正な運営・管理の基盤となる環境の整備(1)ルールの明確化・統一化【レールの明確化・統一化【レールの明確化・統一化】(シ会計処理に関するルールを分かりやすく記載した「研究費の使用ハンドブック」を作成し、教職員に配布及び学内ホームページに掲載している。当該ハンドブックにより、基本的な会計処理について問知している他、事項別に相談窓口会計手続きに関すること、研究費の応募・申請の制度及び使用ルールに関すること、予算執行等に関すること、研究費の応募・申請の制度及び使用ルールに関すること、予算執行等に関すること、研究費の成別に相談窓口く会計手続きに関すること、研究費の応募・申請の制度及び使用ルールに関すること、予算執行等に関すること、研究費の収入・支出に関すること、研究費の応募・申請の制度及び使用ルールに関すること、予算執行等に関すること、研究費の収入・支出に関すること、研究費のの開展と不正防止計画の策定【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】の平成20年より、「研究費不正防止計画」に基づく具体的な計画を、研究費の不正対策ワーキンググループ(※)において実施し、研究費不正防止計画」に基づく具体的な計画を、研究費の不正対策ワーキンググループ(※)において実施し、新面が定式に表示を避り込んだ次期に研究費不正防止計画が定定】のでは、2000年に対して対しましましましましましましましましましましましましましましましましましま | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [コンプライアンス推進責任者について] のコンプライアンス推進責任者に、コンプライアンス教育を実施し、その受講管理を行うこととしているが、着家に実施すること。 第2節 温正式図書、管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 [コンプライアンス教育の実施について] (コンプライアンス教育を実施し、受講管理及び理解度の把握について] のコンプライアンス教育を実施し、受講管理及び理解度の把握をすることとしているが、着実に実施すること。 (競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約電等について] の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、誓約書の提出を求めることとしているが、その提出について着実に実施すること。 毎4節 研究費の適正な運営・管理に関わる全ての構成員に、誓約書の提出を求めることとしているが、その提出について着実に実施すること。 (業者に提出を求める管約書でついて] (実者に提出を求める管約書でついて] (実者に提出を求める管約書でついては、内容等については対し、実施することとしているが、その提出について高実に実施すること。 [発注した当事者以外の検収が困難である場合について] 〇知的財産(特許等)使用料、ソフトウェアのライセンス料など、検収自体が困難なものについては、「検収が困難な場合等の取扱していいて」を変めて、機関である場合について、「検査を持つらいの形で検収ができる物品等については、適切な方法を検討のうえ、検収または主後確認等していてに、適切な方法を検討の方法、検討を語えると、技術を分析の書とは、検収である場合について、「検査を開きるといて」 「特殊な役務に関する検収について、「検査を開きと技術報点による検査・検収方式」について検討しており、対象となら得称な役務に関する検収について、「検査報員と技術報点による検査・検収方式」について検討していて、「検査報員と技術報点による検査・検収方式」について検討していて、「検査報員と技術報点による検査・検収方式」について検討していて、「検査報員と技術報点による検査・検収方式」について検討していて、「検査報員と技術報点による検査・検収方式」について検討しているところであるが、検討を語まえ、着実に実施すること。 |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 〇監査活動の牽制効果を浸透させるため、過去に内部監査を受けていない研究者について優先的に監査対象としている。また、予算執行状況のモニタリングを行い、リスクアプローチ監査の観点から、発注が偏っているなど不正発生のリスクの高い状況にあると判断した研究者・研究題目についても監査対象としている。 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇内部監査対象となった研究者又は研究題目の予算執行において購入した高額な設備・物品の他、少額でもパソコン・デジタルカメラ等の換金性の高い物品についても確認対象としている。 | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--|--------------------------------|
| | | 【謝金の不適切な支払の防止】 ○謝金(実験補助・資料整理等)の不適切な支払を防止するため、謝金の支払にあたって、従前の実施計画書の作成から支給 までの業務の間に以下の業務を追加して行うこととしている。 ・従事者に対し、注意点等の事前説明を行う。 ・従事者は、複製防止のため、事務部門による発効印を押印した労務管理簿を使用する。 ・従事者は、日々の業務終了後、実施責任者の確認を受け、所属する部局の事務担当者の受付印を受領する。また、業務期間終了後は、実施責任者の最終確認を受けた後、労務管理簿を所属する部局の事務担当者まで直接、持参し提出する。 この取組により謝金対象業務を管理することにより、実在しない業務が申告される可能性が無くなるため、適切な謝金の支払 業務が実施される。 | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-------|--|---|--|
| 名古屋大学 | など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、予算執行状況の把握、特殊な役務に関する検収、換金性の高い物品の管理など、いまだ実施に至っていない事項が残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(旅費の二重請求、学生等に対す | [コンプライアンス推進責任者について] 〇 部局責任者は、統括管理責任者からの依頼を受け、年1回以上、部局において、研究者及び事務職員の双方が研究費の使用方法等に関する問題点を話し合い、研究費不正使用の要因把握やその防止対策について検討する取組を実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告している。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 〇 「研究費執行ハンドブック」及び「公的資金の使用に係るe-Learning研修」を通して、競争的資金等の運営・管理に関わる全で制接の戻しルールの周起を行いルールのが統一を図るだけでなく、事務担当者に対しては別途「各種事務担当者説明会」を実施することで、ルールの更なる統一を図っている。また、平成22年度から財務部において、会計事務処理上の寄せられた質問については、質疑応答集としてまとめて、全学の経理事務担当者に定期的に周知し、ルールの解釈の統一化に取り組んでいる。 [ルールの周知について] 〇 研究費の適正使用に関する意識啓発、研究費執行のルール及び研究費の使用上よく問合せのある事項について、全権成員に配付する「研究費執行ハンドブック」に詳細な説明を掲載して周知している。また、全構成員を対象にご公的資金の使用に係るe-Learning研修」を毎年度実施し、研究費の適正使用に関する意識容免及び研究費執行のルールを周知している。よ、研究費の適正使用に関する意識容免及び研究費執行のルールを同知している。また、安積成員を対象にご公的資金の使用に係るe-Learning研修」を毎年度実施し、研究費の適正使用に関する意識容免及び研究費執行のルールを周知している。、研究費の適正使用に当たっての指型と学内専用ホームページに掲載して、ルールの解釈の統一に取り組んでいる。全構成員対象ではないが、統括管理責任者による「研究費の適正使用に関する講演」を希望する部局を対象をで変施している。主た、競争的資金等の運営・管理に関わる学生対象にでとまた、「企め資金の使用に係るe-Learning研修」を競争の対策を対象にあまた、競争的資金等の運営・管理に関わる全を配合といて記載し、総字・財金・旅費を受給する学生に対しては「学生便覧」の「アルバイト」の項目で憲流行為の禁止について記載し、総子・財金・旅費を受給する学生については「本学から給与・財金・旅費を受給する際の注意」の文書を配まので表述については、理解度手、ロックテスト(20間)から構成されている。 [記分可定の使用に係るe-Learning研修」を競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員と対象におり、理解度チェックテスト(20間)から構成されている。 [記分可定の使用に係るe-Learning研修」を競争的資金等の運営・管理に関わる全の機能におたっての確認書」を徴取している。 「総争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 「公的資金の使用に係るe-Learning研修」に表いで表述表述を表している。 (1)関係者の意識向上に関係をe-Learning研修」を競争の発達を表述している。 (1)関係者の意識向上に表をe-Learning研修」を競争の発している。 (1)関係者の意識向上に表しまれている。発力のではではできまり、ではではできまり、ではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4) 告募者の政政以、調査及び管理に関する規程を 「不正に係る研究の体制・耗益のの報音等について) 〇 「名 古世大学における研究員等の不正使用に関する政教規程」等に定める予定としている以下の事項について明確に定め (重要な要否の事理)をの報告が開発しの報告期限に係ること "基本を要否の事業を見の利害関係」の報告期限に係ること "基本を関係」の要と規則に報告に係ること "最大力等を完め規則に動き、協議することに係ること "起力が実施力等を完め規則に要した場合の政党規則への報告に係ること "起力が実施力を対した場合の政党規則への報告に係ること "最大力等を完かしまして計画報告の経行規則への担任に係ること "最大力等を完かした場合の政党規則への担任に係ること "基本の進歩状実制告及び中間報告の経行規則への担任に係ること "基本の進歩状実制告及び中間報告の経行規則への担任に係ること "基本の進歩状で制造」の「協力に基金の政場」の「設定に係る」 「等最代状況の理論」でいる」 ○ 研究者による発注を認める場合も含め、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を返滞なく把握すること。 「物品・役務の検収業務について] ○ 研究者による発注を認める場合も含め、発注段階で支出財源の特定を行い、、市場により確認を行う予定としている。 これについて着実に実施すること。 「物品・投務の検収業務について] ○ 検定をであっていて作業内部分から結婚な完了報金書、第三等の案拠的に判断できる書類により受害等の提供事実の 選付けをとって後収を実施していて1 ○ 教を他と成立を実施していて1 ○ 非常制度用のお助状状況を認等の雇用等理について1 ○ 非常制度用のお助状状況を認めの雇用等理について1 ○ 非常制度のおけ状況を認等の雇用等理について1 ○ 第二個株を向かす、対象物品に管理器号等を表示したラベルを貼付するととれ、管理簿等に記録することにより管理を行う 下記録をのい、知品の管理について1 ○ 第条の出版性を向かす、対象物品に管理器号等を表示したラベルを貼付するととれ、管理簿等に記録することにより管理を行う 下記録をのい、対象的の管理について1 ○ 第金書により用務内容、訪問先、画談者等の報告を求めているが、これに加えて宿泊施設を報告させることにより管理を行う 下記録することにより管理を行う では、おれたいで、対象的に管理器号等を表示したり、人間に加えて宿泊施設を報告させることにより管理を行う 下記録をのい、対象の管理を行う下定としている。また、必要に応じて、抽出による出策の事実確認を行う予定としている。これらについて 「数字を対象的を対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|---|--------------------------------|
| | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収センターは、現地等に出向いて作業結果を確認するとともに履行事実の確認を行い、作業報告書等に検収印を押印する。 | |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 〇 競争的資金等の内部監査において、以下の書面監査を実施している。 ①会議費の書面確認 支出決議書等に添付されている書類又は会議費支出伺い等の内容(日時、場所、人数、金額等、特にアルコール代が含まれていないか)について確認する。 ②旅費の書面確認 ・旅行命令伺の決裁欄「旅行命令者」、「関係部局」に決裁印が適切に押印されているか確認する。 ・旅行命令目が適切に記載されているか確認する。 ・出勤簿処理が適切に行われているか確認する。 ・出勤簿処理が適切に行われているか確認する。 ・用務が学会等参加の場合、学会等参加費が同じ経費で支出されているか確認する。 ・旅行者本人へ大学から直接旅費を支払っているか。代理人を経由している場合は、委任状及び旅行者が受け取ったことがわかる書類を確認する。 ③人件費(非常勤雇用者)の書面確認 ・労働条件通知書等により、委託研究又は補助事業に従事することが明確にされているか確認する。 ・出勤簿が適正に処理されているか確認する。 ・短期間雇用パートタイム勤務職員について、「勤務時間重複チェック表」(勤務時間の重複防止、受給者側に労働の対価であるという意識の啓発及びカラ雇用、賃金等の還流行為の防止を目的とする)が提出されているか確認する。 ・短期間雇用パートタイム勤務職員が学生の場合、TA・RAの出勤簿との重複の有無を確認する。 | |
| | | 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 競争的資金等の内部監査において、研究者への旅費に係るヒアリング調査を特別監査として実施し、出張の用務の詳細が確認できるものを提示してもらい、研究課題に沿った出張目的であるかを確認している。 ○ 遠隔地勤務の場合、監督者が不在の場合等、非常勤雇用者の勤務実態の確認が困難なケースがあること(懸念されるリスク:カラ雇用の発生、勤務状況が実態と乖離する可能性)及び学生へ支給された給与等の研究室への還流行為があった場合、大学側で把握が困難であること(懸念されるリスク:プール金の発生)に対する不正防止に向けた取組として、平成25年度から、非常勤雇用者を対象に、勤務実態、還流行為の存在等に係る無作為抽出によるヒアリング調査を実施している(毎年6~10月、年1回 平成26年度50名)。また、競争的資金等の内部監査において、非常勤雇用者に係るヒアリング調査を特別監査として実施している。 ○ 競争的資金等の内部監査において、研究者への発注・検収に係るヒアリング調査を特別監査として実施している。 ○ 競争的資金等の内部監査において、研究者への発注・検収に係るヒアリング調査を特別監査として実施し、納品後の物品等の現物確認を行っている。1件10万円以上の備品等が遊休物品となっていないか(備品等の現物)の確認に加え、平成26年度から、1件10万円未満の換金性の高い物品(パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ等)が適切に管理されているか(物品の現物)についても確認し、確認した換金性の高い物品には、「内部監査確認済シール」を貼付している。 ○ 競争的資金等の内部監査において、特別監査として、物品納入業者に取引内容を確認し、業者の帳簿等との突合を行っている。特別監査課題ごとに、対象期間の収支簿等で取引件数の多い上位2業者の最後の各1件、購入物品がガス類である最初の1件を抽出し、添付されている納品書等の発行番号を業者に提示し、これに係る売上伝票又は得意先台帳等の写しの提出を依頼している。 | |
| | | 【監事及び会計監査人との連携について】 〇 内部統制の有効性を高めるために、三様監査情報交換会を原則年4回実施している。(監査室・監事・会計監査人)また、監査室と監事との共同監査を実施し、監査の合理化と連携を図っている。 | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|---|--|--|
| 機関名 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、物品・役務の検収体制の整備、リスクアプローチ監査の実施など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、不正に係る調査の体制・手続等の規程等の整備、換金性の高い物品の管理体制など、いまだ実施に至っていない事項が残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。先般明らかとなった不正事案(旅費によるプール金、業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 (7)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 (7)不正免生させる要因の把握と不正防用事業から明らかになった不正発生の具体的な要因について、不正使用防止計画推進室会議で検討を行い、適宜不正使用防止計画の見直しを行っている。 (2)不正防止計画の実施 (2)不正防止計画の実施 (2)不正防止計画の実施 (2)不正防止計画の実施 (2)不正防止計画の実施 (2)不正防止計画の実施状況の確認については、毎年度、コンプライアンス推進責任者(各所属長)に対し、不正防止計画の実施状況について書面調査を行い確認している。 (3) 研究費の適正な運営・管理活動 [物品・役務の検収業務について] (3) 物品・役務の検収業務については、検収センターを設置して検収を実施しており、研究者等による検収を認めていない。 [業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて] (3) 物品・役務の検収業務については、検収センターを設置して検収を実施する方向で現在進めており、平成26年10月から一部の講座等で試行している。 (4) 検収は基本的に現場確認を推進しており、学内にも全学メールで周知するとともに、検収センター職員による納品確認を撤匿し、現場確認に努めている。 (5) 非常動雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について] (5) 事務部門が、WEB就業管理システムを導入し雇用管理するとともに、採用時には事務部門が勤務条件の説明を行っている。 (5) 研究者の出張計画等を把握・管理できるシステム「出張ナビ」により、経理担当部門が勤務条件の説明を行っている。 (5) 研究者の出張計画等を把握・管理できるシステム「出張ナビ」により、経理担当部門で管理している。 (5) 研究者の出張計画等を把握・管理できるシステム「出張ナビ」により、経理担当部門で管理している。 (6) 研究者の出張計画等を把握・管理できるシステム「出張ナビ」により、経理担当部門で管理している。 (6) が、ホテルの領収書、学会のパンフレット、事務打ち合わせの場合は対応者の名前等を記載することとしており、不明な場合は、経理担当部門の管理している。 (6) 旅行の事実確認を寄るができない場合は、経理担当部門のら直接研究者等へ出張内容の確認を行っている。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [コンプライアンス推進責任者について] 〇 文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツの受講を義務化するとともに、コンプライアンス推進責任者(各所属長)を通じて、受講報告書(設問付)を提出させるとしているが、当該コンテンツのみならず、機関固有の運用ルール、手続き、告発制度など選等事項などの教育も含め、着実に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 [コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について] 〇 全教職員を対象として実施するコンプライアンス研修会「公的研究費の適正管理」の参加者に理解度アンケートを行うこととしているが、着実に実施すること。 (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等に定めている事項について] 〇 「国立大学法人送賞医科大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程」等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 調査の要否の判断及び記分機関への報告期限に係ること ・調査の要否の判断及び記分機関への報告期限に係ること・認済対象者に対する研究費の使用停止に係ること・認済対象者に対する研究費の使用停止に係ること・認済対象者に対する研究費の使用停止に係ること・認済対象者に対する研究費の使用停止に係ること・認済対象者に対する研究費の使用停止に係ること・認済対象者に対する研究費の使用停止に係ること・認力対策を配分機関に報告・協議することに係ること・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること・認力機関のの最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること・記分機関の副査への協力に係ること・記分機関の副企の協力に係ること・第4節 研究費の適正な運営・管理活動「予算執行状況の検証等について] ○ 研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することについては、科研費については、「科研費については、「科研費にといては、「科研費の関連を年間のにない対かっては、「和研費については、「科研費にこいでは、「科研費の調査の進済を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することについては、科研費については、「研究者のといの問合せ等においてイナルティがないことを説明しているが、その他の競争的資金等についても同様であることについて着実な周知すること。 [接金性の高い物品の管理について] ○ 10万円以下のパソコン、タブレット等の情報端末については、平成26年度中にシールを張り資産管理する方向で関係部署との調整を行つているとしているが、着美に実施すること。 |
| | | | |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|-----------|--|
| 進展し、e-Learning研修によるコンプライアンス対するルール等のリーフレットによる周知、調調査の実施など、所要の対策が着実に実施されてしかしながら、本調査時点(平成26年10月末)にインの要請事項のうち、コンプライアンス教育のな役務に関する検収体制の整備、換金性の高の整備など、いまだ実施に至っていない事項がから、平成27年度の履行状況調査の対象機関公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況でいく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預カラ謝金によるブール金)に対する再発防止策ことも含め、公的研究費の管理・監査体制につ | をデータに基づく監 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 [コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について] 〇 これまで、e-Learning研修において、受講状況については把握しており、理解度の状況については、平成26年度より把握できるようシステムを改修して把握する予定としているが、着実に実施すること。 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 〇 誓約書の提出を義務化しており、提出方法は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、e-Learning受講時に提出させることとしているが、着実に実施すること。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】 〇 特殊な役務についての検収方法については、仕様書、作成工程などの詳細な知識を有する発注者以外の者がチェックする方策(対象及びチェック方法等)を検討中としているが、着実に検収体制を構築すること。 [換金性の高い物品の管理について】 〇 換金性の高い物品について、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理すること。 第6節 モニタリングの在り方 [リスクアプローチ監査について】 ○ 平成26年度会計経理できること。 第6節 モニタリングの在り方 [リスクアプローチ監査について】 ○ 平成26年度会計経理の内部監査において、不正発生要因を分析し、監査項目を見直し、リスクが高いと判定した項目について重点的に監査を実施する予定としているが、着実に実施すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|---|--|---|
| 大阪大学 | インの要請事項のうち、業者に提出を求める誓約書等、特殊な役務に関する検収など、いまだ実施に至っていない事項が残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(カラ出張・研究員等の給与の一部戻しによるプール金、業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・ | (1)ルールの別確化・統一化 [ルールの別はついて] ○ 基本的な使用ルールを掲載・楽内した「公的研究費使用ハンドブック」を本学HPIに掲載、競争的資金等の運営・管理に関 わる全様成員に配布している。また、各規程、取扱等は学内公式サイトに総務、研究協力、財務関係別に掲載し、全構成員が 参照できるようにしている。本部及び部局に相談窓口を設けており、相談内容によっては関係各課等学内公式サイトにおいて「輸品事実の確認に関する取扱い」「競争的資金等の取扱いに関するFAQ」「出張旅費のFAQ」等を掲載し周知している。また、ルールの解釈についても部局間で統一的連用を図るため、疑義が生じた場合は全部局に通知するなど定期的に取扱等の 見慮しを行っている。各種通知・取扱等ほどの都度部局事務部によって構成員へ周知し、部局によっては独自のマニュアルを 整備し、部局サーバへ掲載している。また。 [コンプライアンス教育の対象者については、競争的資金等の運営・管理に関わる全構成員を対象としている。表に、ルールの解釈についても部局間で統一的連用を図るため、疑義が生じた場合は全部局に通知するなど定期的に取扱等の 自己メプライアンス教育の対象者については、競争的資金等の運営・管理に関わる全構成員を対象としている。具体的には、競争的資金等の運営・管理・執行に係る数員、事務職員及び技術職員、TA、RA、アルバイト等を対象としている。 コンプライアンス教育の実施体制・実施方法については、対象者や職種、雇用形態、責任と権限等に応じて適切に実施する体制としているを部局単位のコンプライアンス教育自の計でに関地にいる。 全学を対象とした教育としては、①採用時等に行う新任教員・研究員・研修及と訴入職員研修、②料研費説明会(研究書、事務研修、会計事務研修、②本正使用防止責任体制に応じた教育としては、①採用時では対象と「表別を表別をした教育としては、①実用時等に行う新任教員・研究員 研修及と訴入職員研修と②料研費説明会(研究書、事務機会会が事務研修、②本正使用防止責任体制に応じた教育としては、コンプライアンス教育の内容費的で表別、学内向けの共通教材や部局独自の教材を利用し、学内の不正使用防止対策や部局内ルールを含めたコンプライアンス教育の時間の対策とないまた。係を制度している。第一次の表別を作成、現代と対して、第一次の表別を使用の方とに対して、20月に全国で、20月に大力で大力の表別を行っている。第一次の表別を研修とでは対しまの表別を開始と採用後、年以内の者で年1回実施、②年と回、③一定の経験年教者を対象として年1回、20月に20日にディス教育と順にからの表別を観りまた。第一次の表別を開始を指しまして、20月に20日にディス教育と明にからの表別を開始と採用をは採用をは採用をは採用をは採用をは採用をは採用をは採用をは採用をは採用をは | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全での構成員に提出を求める誓約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 (4) 告条等の助い、潜言を心理が正さいてりで (5) 「国立大学法人大阪大学における公分研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則」に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 *素主者の調査委員の利害関係に係ること ・活工の消無等の認定に係ること ・活力機関の関係への協力に係ること ・活力機関の関係をの機関の関係の関係をは対している ・ 実施に提出を求める契約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 「要者に提出を求める契約書等に、所定の事項を虚り込むこと。 「無力・総数の検収要制について〕 ・ 実施に提出を求める契約書等に、所定の事項を虚り込むこと。 「無力・総数の検収要制について〕 ・「国立大学と人大阪大学型的規則」第42条第5項ただし書きたびが検収することに現実的でないため、 ・学科に結晶とれる50万円未満の物品 ・理由・学外に結晶とれる60万円未満の物品 ・理由・学外に結晶とれる50万円未満の物品 ・理由・学外に結晶とれる50万円未満の物品 ・理由・学が、事法とは、当時を対か、(資体的には事務部門の機員)が検収することは現実的でないため、 ・考熱で表しておよれの協とでも、発達した当事者以が、(資体的に対する場合は、実施する方をとしている。これに「公本を申しまる事業を確認し、して、「表別に日本を持定が表別者により、検収を行うとともに、必要に応じ、一定、特殊な関係に「シャン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・日本の政権により、検収を行うととも、必要に応じ、無数の保守・直接などの場合、検収を目上とる事様により、検収を行うこともに、必要に応じ、無数の保守・直接などの場合、検収を目上とる事様により、検収を行うこともに、必要に応じ、無数の限により、検収を行うこともに、必要に応じ、無数の確認の保行・を必要に応じ、「対しによる事様を対し、対しては、事務部には、表別による研究を関係を受け込む、これに「会と任義、作業工程などの詳細を表別により、検収を行うとともに、必要に応じ、無数の確なが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|---|--------------------------------|
| | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 従来より採用時には事務部で面談を行い勤務条件等の説明を行っている。また、面談内容として不正使用の具体的事例や相談窓口、通報窓口等の説明を行うこととし、コンプライアンス教育にて随時行っている。 | |
| | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇 10万円以上の物品については備品、50万円以上の物品は固定資産として固定資産ラベルを貼付け、備品一覧表、固定資産台帳により財源、使用場所等表示している。10万円未満のパソコンは大学の所有物であることを明瞭にするため、パソコン管理ラベルを貼付けしている。 | |
| | | 内部監査にて比較的長期にわたって使用可能なパソコン、デジタルカメラ等については無作為に抽出し適切に使用・保管等がなされているか確認することにより牽制効果を図っている。また、転売リスクを考慮し、より換金性が高いと推測される直近2年で購入したパソコンやデジタルカメラ等から重点的に実査を行うよう各部局等へ通知している。 | |
| | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇 出張旅費システムにおいて出張計画の実行状況等を各部局等事務部で把握できる体制となっている。また、競争的資金 等による出張申請については各部局等事務部が内容を確認し承認する体制となっている。 〇 出張の証拠書類として航空券の半券や使用済み乗車券等の提出を義務付け、出張報告書には、用務内容、訪問先、宿泊 先、面談者等が確認できる報告書の提出を求めている。出張旅費システムの申請画面に「他機関から経費が出ていない」こと を確認する項目を設けてあり重複受給がないか確認を行っている。また、用務の目的や領収書等に疑義がある場合は申請者 や旅行会社に確認している。 | |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 〇 定期監査(科研監査(6月~8月)、会計監査(10月~12月))を1部局あたり年2回実施しており、最新の情報に更新した チェックリストをもとに監査を実施している。 不正使用防止の観点から、①年度末に執行が集中している課題、②研究費が集中している研究者及び当該研究者と同一研究室に在籍する研究者に交付された課題、③消耗品・旅費の執行比率が高い課題 等を中心に抽出している。 また、監査対象課題数について、科研監査(対象経費は科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金)については 代表者として交付を受けている課題数の概ね10%以上を内部監査する必要があるが、本学では20%以上抽出して監査を実施している。会計監査(対象経費は科研監査対象以外の競争的資金等)についても競争的資金等の課題全体の20%以上を 対象として監査を実施している。 | |
| | | 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 定期監査時に抽出された課題で執行されている旅費について、出張内容や規程に沿って支給されているかの確認をし、内容に疑義があるものについては、宿泊施設及び旅行会社に事実確認している。10月からの会計監査にて用務先の相手・機関にも事実確認を行っている。また、出勤簿に照らし合わせている。 前年度分の旅費を対象に、以下の基準により不正使用発生リスクが高いと考えられる旅費を抽出している。 ・旅費支給回数の多い研究者(同じ場所に何度も行っている研究者を優先的に抽出) ・出張内容が同じ複数の研究者(同じ期間に同じ場所に行っている複数の研究者) ・会計監査時(10月~12月)に1部局あたり年1回実施している。監査手法としては、出張報告書に記載されている内容(用務先、用務内容、用務期間、用務の概要(誰と何をしたか))及び証拠書類の内容(宿泊施設に対して宿泊の事実、※旅行会社に対してパック旅行ではないか)に間違いがないかを確認している。 ※大阪大学では宿泊費は定額支給となっているが、いわゆるパック旅行については実費支給となっている。 | |
| | | ○ 定期監査時に抽出された課題で執行されている旅費については、出張の目的や出張後の報告内容について書類監査を行い、疑義があるものについてはその都度内容を担当者を通じて確認を行っている。また、10月からの会計監査にて出張内容に疑義がある研究者や出張回数が多い研究者を中心に、本人に対して出張の目的、概要及び事実確認についてのヒアリングを行っている。 前年度分の旅費を対象に、以下の基準により不正使用発生リスクが高いと考えられる旅費を抽出している。 ・旅費支給回数の多い研究者(同じ場所に何度も行っている研究者を優先的に抽出) ・出張内容が同じ複数の研究者(同じ場所に何度も行っている複数の研究者) 会計監査時(10月~12月)に1部局あたり年1回実施している。監査手法としては、出張の目的と研究課題との関連性について確認する。 ○ 抜き打ち監査として、無作為に抽出した非常勤雇用者に対して勤務実態のヒアリングを行っている。今年度は10月~12月の会計監査時のスケジュールに合わせて行っている。なお、従来より無作為に抽出しているが、前回の対象者のうち、ヒアリ | |
| | | ング内容に問題があった者については、改善されたかを確認するために再度対象としている。科研監査時(6月~8月)及び会計監査時(10月~12月)に1部局あたり年1~2回実施し、平成25年度は計33名にヒアリングを行った。業務内容・勤務時間等の雇用契約書内容の確認、適応されている就業規則の確認、不正使用についての理解度の確認、通報窓口の確認などを本人に対してヒアリングを行っている。 〇 定期監査時(科研監査及び会計監査)で抽出された課題の中から、固定資産、備品、10万円未満のパソコン、換金性の高い物品(デジタルカメラ等)を無作為に抽出、設置状況及び稼働状況を確認している。監査対象とする課題の抽出方法は、不正使用防止の観点から、①年度末に執行が集中している課題、②研究費が集中している研究者及び当該研究者と同一研究室に在籍する研究者に交付された課題、③消耗品・旅費の執行比率が高い課題等の基準により抽出している。特に特定業者への発注の偏りがある研究課題や、同一品目の多頻度取引を行っている研究課題については、必要に応じて消耗品についても現物確認をしている。 〇 本学と取引のある業者の中から年度末現在の債務残高内容と業者の債務残高内容の突合を行っている。不正発生のリスクが高いと考えられる、①総取引額の多い業者、②教員発注による総取引額が多い業者、③、工事契約の取引額が多い業者、④教員発注による修理等役務契約の取引額が多い業者、②教員発注による総取引額が多い業者、近代教員を記している。)〇 10月からの会計監査にて抜き打ち監査として、監査当日に勤務といるアルバイトに対して勤務内容、勤務状況及び不正 | |
| | | 使用の実態(カラ給与、戻し、目的外使用の有無等)についてヒアリングを行っている。 【監事及び会計監査人との連携について】 〇 年に3~4回、監事、会計監査人及び監査室による3者会議を行っており、監査結果や問題点等の情報を共有し、より実効的なリスクアプローチ監査の手法等についても意見交換を行って監査に反映させている。 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|--|--|---|
| | インの要請事項のうち、コンプライアンス教育、特殊な役務に関する検収、換金性の高い物品の管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項について | (1)ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 〇 機関として、ルールの統一を図り、マニュアル、ハンドブックを作成・周知している。分かりやすく周知するため、会計実務担当者向けのハンドブックと研究費の使用者向けのハンドブックを作成し、各説明会やコンプライアンス教育の際に配布し、説明している。また、学内サイトにもハンドブックやマニュアル等を掲載し、周知している。 (3)関係者の意識向上 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [コンプライアンス推進責任者について] 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 |
| | も未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、品転、旅費・謝金によるブール金)に対する再発防止策を着実に実施する | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 〇「研究費の適正使用に関する確認書」に以下の事項を盛り込んでいる。 ・教員発注に関するルールについての確認(発生する権限と責任及び弁償責任についての確認) ・教員個人に対する研究助成金の経理に係る確認 ・コンプライアンス教育の受講確認(平成27年4月に徴取する確認書に盛り込む予定) | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 [コンブライアンス教育の実施について] 〇 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。 |
| 愛媛大学 | 直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (2) 不正防止計画の実施 ○ 適正使用推進室は、機関全体の適正使用推進計画の策定及び実施を行うとともに、関係ルールの明確化及びその運用 の統一化を行っている。適正使用推進計画については、毎年度実施状況を確認し、見直しを行っている。適正使用推進計画 の実施状況については、内部監査、会計内部検査、モニタリング等により確認し、「不正発生要因一覧」として実施状況を整理 | 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 〇 コンプライアンス教育の受講者の受講状況については、毎年4月に全構成員から徴取する「適正使用に関する確認書」により 把握する。理解度については、11月以降に実施予定の学内のWebを利用した全学調査により把握し、理解度が高くない受講者に ついては、統括管理責任者から当該コンプライアンス推進責任者に改善の指導を要請することとしている。また、理解度調査の 結果等については、部局等の不正防止対策の策定等に役立つようコンプライアンス推進責任者に周知することとしている。これ らについて着実に実施すること。 |
| | | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 〇 財務会計システムを利用して予算管理しており、購買請求段階で支出財源を入力することとしている。購買請求された データは、部局の予算担当者が予算認証しており、発注段階から事務部門が研究者ごとの予算執行状況を把握している。教 員発注の場合においても、教員が発注後、速やかに購買請求データを財務会計システムに入力することとしており、発注段階 で予算執行の状況を遅滞なく把握している。 | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。 【行動規範の策定について】 ○ 平成26年度中に科学研究者が対象となっている「愛媛大学の科学研究における行動規範」(平成18年6月制定)を研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象とする行動規範に改正することとしている。これについて着実に実施すること。 |
| | | 【業者に対する処分方針について】 ○ 主な納入業者に対して説明会を実施し、取引停止となる不正行為の内容及び不正行為を行った場合の取引停止の措置 | (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 |
| | | 【業者に提出を求める誓約書等について】 〇 本学と継続的に取引を行っており、消耗品等(附属病院の医薬品、診療材料等は除く)の年間取引金額が500万円以上の 業者を対象として、年に1回、本学の会計ルールに関する説明会を実施し、誓約書の提出を求めている。 | 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 〇「国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程」に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること |
| | | 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 ○ 消耗品等の取引額の多い納入業者上位数者及びその他任意の業者に対しモニタリングを実施し、ルールの理解度や、通報窓口の認知度、納品等の実態、社内の会計処理方法、預け金の有無等についてヒアリングをしている。 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 修理等の役務で現場でなければ確認できない場合については、検収担当者が現場に行き、検収を行っている。 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 〇 当初計画に比較して著しい執行の遅れがある場合は、コンプライアンス推進責任者が研究者に研究計画の遂行に問題がないか確認するなど、必要に応じて改善を指導することとしている。これについて着実に実施すること。 〇 平成26年度中に研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを科研説明会で説明するととして、全教職員にメールにて周知することとしている。これについて着実に実施すること。 |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【監事及び会計監査人との連携について】 | 【業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などについて】 ○ 過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められたことがある 機関として、業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止するための具体的な対策を 議じること。 |
| | | る。ての際、監査計画書を交換し、それてれの監査星点項目を把握し占ったり、子校教育法及の国立人子法人法の改正に添る意見交換を実施している。 | 【特殊な役務に関する検収について】 〇 データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の開発・作成、機器の保守・点検等の外観や成果物では専門的な知識がなければ成果物の適否を判断できない役務で金額が50万円以上のものを対象として、納品時に成果物(現物)と納品書、作業報告書、技術仕様書など内容の確認できる書類等により、検収担当者と担当教員等が立会で検収を行うこととしている。また、原則としてデモ、試運転等を実施することとしている。これらについて着実に実施するとともに、50万円未満の特殊な役務に関する検収についても、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 〇 有形の成果物がある場合については、検収担当者が成果物と完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、研究者等の専門的な知識を有する者を臨時検査職員として発令し、検収担当者による数量確認とあわせて履行を確認している。 抽出による事後チェックについては、会計内部検査において実施することとしている。これについて着実に実施すること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこと。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 換金性の高い物品の対象範囲としては、5万円以上のノートパソコン、デジタルカメラ、情報端末(タブレット端末)等の持ち運びが容易であり、かつ高額で売却することが可能な物品及び金券等(iTunes Card、図書カード、切手等)として、少額資産として登録し、備品シールを貼付することにより、購入財源の明示及び物品管理を行うこととしている。また、平成26年度の会計内部検査においても、リスクの高い業者に得意先元帳の提出を依頼し、本学の証拠書類との整合性を確認するとともに、パソコン、デジカメなどの換金性の高い消耗品についての現物確認を行うこととしている。これらについて着実に実施するとともに、5万円未満の換金性の高い物品についても適切に管理すること。 |
| | | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇 出張報告書に宿泊先及び他の機関から旅費の負担がないかどうかについても記載させるとともに宿泊先の領収書または宿泊証明書の提出を義務付けることとしている。これについて着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 〇 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 |
| | | | 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇 内部監査部門は、ガイドライン第3節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。 |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|--|--|--|
| 長崎大学 | しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任者、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等、特殊な役務に関する権行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(旅費によるプール金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | (1)ルールの明確に、統一化 ○ 監査室内部監査のチェックにより季離が生じている可能性について指摘された場合は、関係部署で協議を行い、改善すべき事項について改善状況を報告し、また、学内の会議でも周知するなど情報共有を行っている。 第4節 研究表の適正な運営・管理活動 「予算執行状況の把握について] 「予算執行状況の把握について] 「予算執行状況の把握について] 「予算執行状況の把握について] 「予算執行状況の把握について] 「予算執行状況の把握について] 「表述内容を入力することとなっており、同様に支払い財源を選択するを要がある。また、財源選択時には、その時品の内容の支払い財源を選択するを要があり、研究者側で選択する上組みとなっている。教見発注にかかる部分についても、発注後速やかた物品請求の点の予算残額が表示される仕組みになっており、予算執行状況が確認可能である。 【業者に対する処分が針について] ○ 長崎大学ホームページ上に、「長崎大学との取引における留意事項について(以下「留意事項」という)」を掲載し、この中で、不正な取引への関与の禁止を求めるとともに、不正な取引があった場合には一定期間取引停止になる旨うたっている。なお、留意事項については、平成26年7月に業者向けに誓約書の提出依頼文書を送付した際に文書を同封し、周知の徹底を図っている。 【業者に提出を求める誓約書等について] ○ 本学では毎年度末に取引業者に対し債務残高調査を実施しており、その際に使用した業者リストを活用した。リストから研究の取引実権の引回数回以上、金銀不問)のあった業者を抽出し、平成26年7月に動送により提出依頼を行った。提出要請時期や回数は定めていないが、平成36年7月実施の郵送による提出依頼に加え、今後は新規取引先にも提出を求めている方を取引の多生リスクが高いと思われる継続的な取引業者を網羅することが可能と判断している。 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 ○ 誓約書中で適守することを求めている留意事項に、請求書類等への日付の記入、教員等の発注を認めているが、この要領では、発注が特定の業者に偏しないよう可に当たって注意すべき事項を記載している。 【構成員と業者の患着を防止するその他の対策について】 ○ 本等の書を防止するその他の対策について】 ○ 本学では長崎大学教員等発注手続取扱要領を定め、教員等に一定金額以下の物品購入等の発注を認めているが、この要領で学生を雇用する場合に協しまれている。とは、第1年で記述者を表しまが特定の業者に偏しないよう対している。第1年で書の表も対している。と非常理用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○ 非常助雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○ 非常財雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として各部局等の事務部門において、採用時に「人事異動産相等の勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、原刊とといないが確認を行っている。また、実験補助等で学生を雇用する場合に対しても数時間と講義時間が重複していないか確認を行っている。また、実験に対する場所を発生の表もの表もの表が表に対して、原理とは、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は、表は | ○ コンプライアンス推進責任者に、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス推進責任者に報告すること。 ○ コンプライアンス推進責任者に、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス救力を実施し、受講状況を管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備(3)関係者の意識向上 「競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。 【行動規範の策定について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全での構成員に対する行動規範を策定すること。 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化【不正に係る調査を付制・手続等の規程等について】 ○ 長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程」等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること・・・調査の要否の判断及び配分機関と報告・の報告期限に係ること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---------------------|---|--|--|
| (機関名) 札幌医科大学 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、換金性の高い物品の管理など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定、特殊な役務に関する検生させると、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成長と業者の癒着を防止するその他の対策について】 〇 教育発法の場合は、発注額に係わらず、見精書を微散するようにしている。また、特定業者に偏った発注が多く見られる場合や、業者の関連性が強いと思われる物品の発注がある場合等においては、事務担当者から個別に事情を確認するなどして、必要に応じ指導している。 【物品・役務の発注業務について】 〇 財務システル更新時に、研究費の適正使用に資することを目的に、次のとおり改善した。 ・詳細な状況分析(教良発注の件教等)のデータ出力が可能となるようにした。 ・特定業者に受主が偏った際に、状況破聴と注意喚起が可能となるようにした。 ・予算執行率の低い事業について、必要なデータ出力が可能となるようにした。 「独全性の高い物品の管理について】 ① 10万円以上の物品については、全て備品登録を行い、物品の所在が分かるようにしている。内部監査においては、科研費による購入物品のうち、消耗品を抽出し、関係講座に担当者が出向き、所在確認を行っているほか、10万円未満の物品についても、必要に応し、抜き打ちで所在確認を行っている。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 |

| 機関名総合所見 | Į į | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|---|---|--|
| 進展し、情報発信・共有化の推進、ルー 職務権限の明確化など、所要の対策が かしながら、本調査時点(平成26年10月 の要請事項のうち、コンプライアンス推進 ンプライアンス教育の実施・受講管理・理 成員からの誓約書の提出など、いまだ実 多く残されていることから、平成27年度の 関として、引き続き、公的研究費の管理・ 況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事系(業者)に 発防止策を着実に実施することも含め、 体制について一層の整備を進めるととも | を原性を受け、確認しておりますが、 を変にでいない事項が、 のでは、事項が、 のでは、事項が、 のでは、のでは、事項が、 のでは、のでは、のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの | て実質的な検討を行う会議)で検討し実行している不正防止に関する対策や年度ごり、研究費不正防止計画推進委員会にて、大学における不正防止の取組に関するしている。 正防止計画の策定・実施 財務担当)をはじめ、研究費担当課、監査・検収担当課等で構成している研究費、実施状況を確認している。 は場合について】として、対象課題を無作為抽出のほか、予算額が一定金額以上の大型課題、発注を施の有無や実施状況等を勘案し、抽出し、研究者へヒアリングを行う際に納品やでして、対象課題を無作為抽出し、研究者へヒアリングを行う際に納品やでして、対象課題を提出させ、確認している。なお、それらの書類に疑義がある場合には、て、出張先に確認するなどしている。 こついて】 にまとめるとともに、他機関での研究費不正報道等を参考に不正発生要因を分析のいて】 に実地監査(特別監査)でのヒアリングの際に、通常監査時に監査した書類(納品に目視し、可能な限りメーカーや型番等を照合している。 における業者に対する未払金残高が上位の課題及び無作為抽出により、年度末の残高及び明細を添付し取引業者へ郵送し、結果を書面で返送させ確認している。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [コンプライアンス報信直度任義について] ①競争的資金の選官・管理について、より実効性を持たせ、コンプライアンス教育の実施、受講管理、理解度の把握等、責任・ や役割を追加することとしているが、常知実施すること。 「の数争の対象を対し、多別素を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者へ報告する役割を担うこととしているが、著具に実施すること。 つが即分をでの構成員に対し、コンプライアンス教育の実施、受講管理ができるよう、学内のe-learningを活用しコンプライアンス教育の実施、受講管理、呼吸を対しているが、若具に実施すること。 〇管理・執行に関する情報を事務局から提供してもらい、必要に応じて教員に対し改善者を使しまるが、著具に実施すること。 となると、 第2節 通正な運営・管理の整盤となる環境の整備 (コンプライアンス教育の実施について) ロンプライアンス教育の実施について1 ロンプライアンス教育の実施について1 ロンプライアンス教育の実施について3 ロンプライアンス教育の実施について3 ロンプライアンス教育の実施について3 ロンプライアンス教育の実施では、全で機成員にコンプライアンス教育を実施し、当該e-learningにおれて、受講状況及び理解度を把握することとについるが、表で提出に関わる金字の書の音楽を事の選を書の記しませる。 「特金的資金等の運営・管理に関わる金字を等から書きな登録を集ましいており、今後、事務職員についても提出を義務化することにいるが、その提出について3 の場合を実施しているが、その提出に対しる金字を対しを義務にしており、今後、事務職員についても提出を義務化することにいるが、その提出に関するがようのでは、またが表に関するがようのでは、またが表に関する場合では、またが表に関するがようなが表に関するがようなが表に関するが表にあって表演に関する場合の事情について3 の場合の事態に、調を表といましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇特殊な役務に関する検収体制・方法、有形の成果物の成果物がある場合の発注者以外の知識を有する者によるチェック及び成果物がない機器の保守・点検などの場合における検収担当者の立会等による現場確認・検収方法を検討しているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇常に事務部門が勤務実態の確認を行えるような実施体制や、雇用管理をより徹底するための出勤簿、雇入通知書の様式の 改訂や雇用に関する相談体制の再整備等をすることとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇換金性の高い物品の対象を定めたうえで、当該物品については台帳での管理をすることとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 〇必要に応じて、抜き打ちでの監査を実施することとしているが、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、 抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査について、着実に実施すること。 |
| | | | |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|---|--|
| しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドインの要請事項のうち、全ての構成員からの誓約書の提出、業に対する処分方針の策定・周知及び業者からの誓約書の提出だど、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 | (コンプライアンス推進責任者について) (フンプライアンス推進責任者は担当部署と連絡調整を密に行い、実施状況の確認を行うとともに、適宜統括管理責任者に状況を確告している。 (スを報告している。 の工で防止にかかる説明会を実施するともに、その受請状況を確認している。 (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年 | 【統括管理責任者について】 〇不正防止計画の策定や、関係規程等の改正を行うこととしているが、その策定等について着実に実施すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 〇コンプライアンス推進責任者について、副学長(学術・研究担当)を充てていたが、ガイドラインの改正を踏まえ、不正防止体の適正化を図る観点から見直すこととしているが、その見直しについて着実に実施すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|---|---|--|
| 下関市立大学 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、物品・役務の検収の徹底、納品後の物品等の現物確認な ど、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ インの要請事項のうち、責任体系の明確化、コンプライアンス教育 の未受講者への対応、誓約書等の徴取、提出告発窓口等の設置 など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることか | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 〇 物品・役務の検収業務については、研究者発注の場合でも領収書等の書類とあわせて現物を事務局にて確認しており、研究者等による検収は認めていない。 第6節 モニタリングの在り方 【監査の具体的な方法について】 〇 納品後の物品等の現物確認については、例年12月に内部監査を行っており、法人の監査対象物品の基準に準じ、取得価格10,000円以上の物品(消耗品を除く。)を監査対象としている。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 〇 コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成 |

| 機関名総合所 | 見主な取組事件 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|--|--|
| ガイドラインを踏まえた公的研究費の進展し、機関内の責任体系の明確化、把握と不正防止計画の策定・実施及て理など、所要の対策が着実に実施されしかしながら、本調査時点(平成26年インの要請事項のうち、全ての構成員び不正に係る調査の体制・手続等に関て、いまだ実施に至っていない事項がた、平成25年度に実施した「ガイドライス調査」の留意事項についても未履りの管理・監査体制の整備・運用状況をある。 先般明らかとなった不正事案(期ずれ再発防止策を着実に実施することも含査体制について一層の整備を進めると | の管理・監査体制の整備が、不正を発生させる要因のび研究費の適正な運営・管れている。 を10月末)において、ガイドラ 動からの誓約書等の提出及関する履行状 関する規程等の整備につい が多く残されていること、ま (ンの実施等に関する履行状 行・管理等の状況を確認し、その結果を最高管理責任者へ報告している。 はコンプライアンス推進責任者について】 (コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者と連携 状況確認、③意見聴取等を実施し、統括管理責任者に、その実施状況を では、欠席者に対し、個別に説明を受けるよう指導している。また、公的研 予算執行率についてモニタリングし、執行率の低い研究に対し、改善を指導 として、引き続き、公的研究費 をモニタリングしていく必要が 責任者と連携し、「自己管理型チェックリスト」に係る執行・管理の状況に即 映している。 | 第2節 達良な置き「程の基盤となる環境の整備 (7)以下により各研究者の公的研究等の場合では、2015年20日間では、2015年20日では、2015年2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年20日では、2015年2015年20日では、2015年20日で |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|---|--------------------------------|
| | | 【リスクアプローチ監査について】 〇平成26年度のリスクアプローチ監査の監査対象として、不正リスク要因(2月末時点での予算執行率、物品、旅費、人件費等 の各執行額・時期、一定の取引業者への偏り等)を総合的に分析・判断し抽出することとしている。 | |
| | | 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇納品後の物品等の現物確認として、一定条件(取引額上位企業から購入した機器備品、換金性の高い消耗品、年度末においての購入等)に基づき、不正リスク(年度末予算執行、購入業者の偏り、高額支出)を勘案し、サンプル抽出により、現物の確認をしている。 〇取引金額が一定額を上回る業者に対し、売上元帳の提出を依頼し、大学の支払との確認後、監査室において、大学で保管している証憑類(請求・納品書、検収記録等)と突合し、ダブルチェックしている。 〇年1回、会計課検収室の検収記録(写真)と納品書に押印した検収印との照合を実施している。検収業務の確認をするため、検収写真と伝票の確認(商品の特定できる写真(シリアル番号・製造番号等)が撮影されているか、検収の、日付等の照合確認)をしている。また、発注・検収室(専用窓口を設置)の業務体制の整備・運用に関し、昨年度、内部監査を実施している。 | |
| | | 【コンプライアンス教育における取扱い】 〇コンプライアンス教育の一環として、平成25年度より全教職員を対象に自己点検評価チェックリストを年2回実施している。定期的に自主点検を実施することにより予防効果を期待している。課題とする回答には理由を付記することになっており、課題内容について教職員が共有化することにより、改善取組が明確になる。監査結果により課題となる事項や、ガイドラインや法令等の改正になった項目について、チェック項目に加えるなど形骸化しない工夫をしている。自己点検評価の取りまとめ結果は教職員サイトに掲載し周知するとともに、検討課題となるチェック項目については、理事長、学長より重点取組事項として周知されている。 | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|---|---|--|
| 東京歯科大学 | 策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、機関内の責任体系の明確化、不正に係る 調査の体制・手続等の規程等の整備、業者に対する処分方針の 周知など、いまだ実施に至っていない事項が残されていること、また、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状 況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成 27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費 の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要が ある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再 発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査 | 【物品・役務の発注業務について】 ○ 予算の執行状況は随時担当職員がチェックし、12月末までに当該年度研究費の7割を使用するよう研究者に促している。使用できない場合はヒアリングの実施や使用計画書の提出を求めるなど、適正に使用するよう研究者に促している。 ○ 取引が特定の業者に偏っている場合、研究者及び業者にピアリングしている。過去の支出データを分析し、検証を行うことで、不正防止対策に活用している。 【物品・役務の検収業務について】 ○ 全ての物品調達について、取引業者は納品の際に必ず検収所(事務局)において検収を受け、事務職員により納品された現物と照合した上で研究者・納品を行う。なお、納品物を直接研究者へ搬入する場合においても、搬入後、会計主管課は納品された現物と照合と行い、研究者、会計主管課、業者の相互のチェックを徹底している。 【非常動雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○ 研究費での適切な雇用か否かを名制等の人本担当職員が当該者との面接を行い、雇用する場合は、勤務日数・日時、動務形態等を確認したうえで、雇用契約を締結している。会計主管課は、研究支援業務者の採用後、随時、接触する機会を持ち、また。各部局庭務課、総務課は、にカードにより記録された勤務実態について常時、把握している。 第6節 モニタリングの在り方 「リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 ○ 熱品後の物品等の現物確認については、年に一度の内部監査(7~8月頃)の際に実施している。機器備品(単価15万円以入上)に該当する高額であればなど、年日、大田・佐藤・田・佐藤・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・ | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 誓約書は研究者を対象にしており、研究に関わる職員(事務職員、技術職員)は含まれていないため、今後は同職員も対象へ含めるよう、変更を検討しているが、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としてガイドラインに示される各事項を盛り込んだ誓約書等の提出を求めること。 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ○ 「東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」等に定めることを検討としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査方針等を配分機関に報告。とに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|--|---|---|
| 青山学院大学 | ている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、ルールの明確化・統一化、職務権限の明確化、特殊な役務に関する検収体制など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留音事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 | 【物品・役務の検収業務については、事務部門により実施しており、研究者等による検収は認めていない。 【非常動雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○ 出動日には勤務開始前と勤務終了後に、各キャンパスにおける公的研究費管理担当部署(青山キャンパス・研究権進部 材展原・中ンパス、相模原本解析等の実質金製」にて、出遺野管理簿への記入を義務付けており、謝金支払の証憑書類である 動務報告書の内容との整合も行って、カラ謝金を未然に防ぐ体制をとっている。 【研究者の出場張計画の実行状況等について】 ○ 出張後の国内、国外とも出張報告書(用務内容、訪問先、宿泊朱、面談者等の記入要)を提出するとともに、宿泊費が必要 な場合は、宿泊夜放の確認できる書類信泊登積収書、信泊証明書等)、宿泊費が不要な場合は、現地に行ったことが立証で をも書類(学会参加証明書、日付・現地の地名が記載されたジート等)の提出をルール化し、出張の事実確認・支給額の適切 性の確認の後、支払へ処理を行っている。 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアブローチ監査について】 の ガイティンの見直には全大学内の全研究代表者が獲得した料学研究費補助金から支出された額の内、取引金額・件数の 多かった相手先業者、及び旅費・謝金への支払(利用)金額の多かった研究代表者を確認し、「偏り」、「癒着」、「馴れ合い」、「目的外支出」等の不正発生リスクの観点から事務処理担当部署に注意検起している。の 「リスクアブローチ監査の具体的な方法について】 ○ 監査対象となった課題において発生している所をについて、日程の整合性を中心として先方からの招聘意図を提出されている書類等によって確認しを起している。内容に疑惑がある場合には、研究代表者に確認を行っている。 ○ 監査対象となった課題において雇用している所と関こいて、出張の目的・成果を提出されているが出来を対している。 ○ 監査対象となった課題において雇用、いる非常動雇用者に確認を行っている。 ○ 監査対象となった課題において雇用、いる非常動雇用者に確認を行っている。 ○ 監査対象となった課題において雇用、いる非常動雇用者に確認を行っている。 ○ 監査対象となった課題において研究代表者又は非常動雇用者に確認を行っている。 ○ 監査対象となった課題において研究代表者又は非常動雇用者に確認を行っている。 ○ 監査対象となった課題において雇用、いる非常が規定が開発を開始して確認した上で、内容に疑義がある場合には、動務実態について研究代表者又は非常動産の課達を行っている。 | ○ 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有すること。 ○ 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定めること。 ○ 各段階の関係者の職務権限を明確化すること。 ○ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定めること。 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 ○ 平成26年7月に実施概要を策定し、9月から順次、各部局にて「公的研究費に関するコンプライアンス研修」を実施中としているが、着実に実施すること。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 ○ 平成26年9月より各部局からの「実施報告書」および参加者からの「出席票・理解度チェックシート」徴取により、受講状況を把 |

| 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|--|--|
| る全ての構成員に提出を求める誓約書等など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、業者に提出を求める誓約書等、換金性の高い物品の管理・リスクアプローチ監査など、いまだ実施に至っていない事項が残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。また、継続中の不正に係る調査について速やかに完了させるとともに、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握・分析し、それに対する再発防止策を講じて着実に実施することも求められる。 | (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 〇 平成25年8月9日付で理事長(最高管理責任者)及び学長(統括管理責任者)から、各部門長及び各部門事務(部)長を通じて各教職員に対し、「公的研究費等(科研費、GP等)の不正使用防止に向けた改善方策について」が通知され、この中で教職員に対してITI Japan プログラムのeラーニングを15単元受講するよう指示した。平成25年12月27日付で理事長及び学長から、各部門長及び各部門事務(部)長を通じて各教職員に対し、受講が完了しない教職員に対しては下記のとおり対応する旨を通知し受講を督促した。 (1)平成26年度に交付内定する各省庁、又は各省庁が所管する独立行政法人等から配分される公的研究費(競争的資金=科研費、GP等)をすべて辞退いただく。(新規、継続、代表、分担、他機関研究者の分担等すべて) (2)平成26年度中に公募される一切の公的研究費(競争的資金=科研費、GP等)の応募資格を停止する。(新規、継続、代表、分担、他機関研究者の分担等すべて) 以上を経て平成26年3月31日までに対象者1,854人中、1,807人が受講完了(受講済率97.5%)した。平成26年度においては、平成26年5月13日付で各部門長及び各部門事務(部)長を通じて新規採用となった各教職員に対し、同eラーニングを着任日から3ヶ月以内に受講するよう指示した。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 〇 理解度については、「CITI Japan Project」が提供するe-learningプログラムの各単元ごとに理解度による合否ラインが決きっているため、各受講者が一定の点数を確保しないと受講が完了しないシステムとなっている。管理部門(事務担当)が各要請者の理解度を把握するには、各部門で管理している各受講者のカリキュラム修了証に記載の得点により概要を把握するこ | (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 〇「北里大学における研究活動の不正行為に関する規則」に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・記分機関の調査への協力に係ること 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 |
| | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 平成25年8月9日付で理事長(最高管理責任者)及び学長(統括管理責任者)から、各部門長及び各部門事務(部)長を通じて各教職員に対し、「公的研究費等(科研費、GP等)の不正使用防止に向けた改善方策について」が通知され、この中で教職員に対し誓約書を提出するよう指示した。 平成25年12月27日付で理事長及び学長から、各部門長及び各部門事務(部)長を通じて各教職員に対し、誓約書の提出及び・ラーニングが完了しない教職員に対しては下記のとおり対応する旨を通知し提出を替促した。 (1)平成26年度に交付内定する各省庁、又は各省庁が所管する独立行政法人等から配分される公的研究費(競争的資金=料研費、GP等)をすべて辞退いただる。(新規、継続、代表、分担、他機関研究者の分担等すべて) (2)平成26年度にでで成り持等すべて) (2)平成26年度に交付内とする名省庁、又は各省庁が所管する報告で表す。 (2)平成26年度に交付内定する各省庁、文は各省庁が所管する報告で表す。 (3)平成26年度に交付内定する各省庁、文は各省庁が所管する報立行政法人等から配分される公的研究費(競争的資金=科研費、GP等)の応募資格を停止する。(新規、継続、代表、分担、他機関研究者の分担等すべて) (2)平成26年度に対いては、平成26年度においては、平成26年度13日付で各部門長及び各部門事務(部)長を通じて新規採用となった各教職員に対し、誓約書の提出を着任日から3ヶ月以内に完了するよう指示した。 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書に、①~③の内容を盛り込んでいる。①公的研究費等は原資が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識すること。②公的研究費等の使用に当たり、取引業者等の利害関係者との関係において、国民の疑義や不信を招くことのないよう誠実に行動すること。。 ② 教職員は相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めること。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 ○ 監査室では、北里大学公的研究費等不正使用防止計画に基づき、監査、モニタリングなどから得られたデータをもとに、特定業者も取引の多い研究者を把握している。これらの結果は、理事長(最高管理責任者)がコンブライアンス推進責任者(各部門長)を個別招集してごとが完成を指導を行う中で報告・指導を行っている。 【特殊な役務に関する検収にこいて】 ○ 委託業務に係る検収に、契約内容に基づき、成果物及び関連資料一式を提出させる。 イ、事務局は、研究者立会にの下で契約に基づ、収引内容について、業務完了報告書や成果物との照合を行い、「検収調書」(特殊な役務に任の表にので記述されて、必要に依託、発送者といの下で契約に基づ、収別内容について、業務のよりの検収にあたっては、必要に依託、経路の保守・点検等)の検収にあたっては、必要に応じ、発送者とと下関係を有する同一研究室・グルーブ内の者は避けること)が完成 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 【物品・役務の発注業務について】 〇 研究者による発注を認める場合は、研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうこと。 【換金性の高い物品の管理について】 〇 資産計上物件(1件もしくは1組の取得価格が20万円以上の物品、図書)については、物品の所在及び競争的資金で購入した旨を記載しているが、上述の基準に満たない物品については明示していない。平成26年度中に改善策を図る予定としている。これについて着実に実施すること。 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 〇 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |
| | 進展し、コンプライアンス教育、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、業者に提出を求める誓約書等、換金性の高い物品の管理、リスクアプローチ監査など、いまだ実施に至っていない事項が残されていること、また、平成25年度に実施したドガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 また、継続中の不正に係る調査について速やかに完了させるとともに、不正事実が明らかとなった場合は、不正発生要因を把握・分析し、それに対する再発防止策を講じて着実に実施することも求められる。 | 選展し、コンプライアンス教育、競争的資金等の選書・管理に関わら、 家工業語されている。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|---|---|--|
| 慶應義塾大学 | の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育に関すること、業者からの誓約書の提出及び非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果 | 【統括管理責任者について】 〇統括管理責任者のもと、具体的な対策として、関連諸規程の制定及び改正、コンプライアンス教育の内容・方法及び「誓約書」の内容・徴取範囲等について検討・実施し、実施状況を確認するとともに、常任理事会等を通じて最高管理責任者に報告している。 【コンプライアンス推進責任者について】 〇新たに定めた規則において、コンプライアンス推進責任者の責任でモニタリングや必要に応じた改善指導を行うことを規定しており、コンプライアンス推進責任者のもと、各キャンパスの事務部門が、日常業務において書類等を確認する中で、適宜、モニタリングを行っている。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確化・統一化 〇研究費の使用ルールについては、ハンドブック及びマニュアルを全教員及び公的資金に関連する職員等に配付し、ルールの統一を図っている。また、マニュアルについては、毎年、各キャンパスの担当者による委員会を編成して、日常業務において疑問が生じた点や理解しづらかった点、教員や法人部門の会計担当者等からの疑問・要望等を収集・検討し、より良いマニュアルの作成を目指しており、平成26年度には、法人部門の会計担当者もメンバーに加え、より多角的な視点でマニュアルを作成できる体制としている。 | ○平成27年度の実施に向けて、各部門で受講状況を管理できるコンプライアンス教育のe-learningシステムを作成することとしており、平成26年度については、システムに拠らないコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督の方法について実施することとしているが、着実に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 〇平成27年度の実施に向けて、各部門で受講状況を管理できるコンプライアンス教育のe-learningシステムを作成しており、平成26年度については、システムに拠らないコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督を行うこととしているが、着実に実 |
| | | 事項をヒヤリングし、研究費不正の要因把握やその防止対策の検討を行い、不正防止計画の作成及び見直しを行っている。 (2)不正防止計画の実施 【不正防止計画の実施】 〇統括管理責任者を委員長とし、各部門長等を委員とする委員会を組織し、不正防止に向けた施策・計画の企画・立案推進、 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 〇リスク要因や実効性を考慮して、誓約書の提出を求めることとしているが、その提出について着実に実施すること。 【特殊な役務に関する検収について】 〇有形の成果物がある場合において、情報ネットワーク部門や施設・設備担当職員の協力を得て、検収できるようにすることとしているが、着実に実施すること。 |
| | | 金額以上で取り交わす請負契約書には添付することとしている。 | ○成果物が無い機器の保守・点検などの場合において、適宜、保守点検に立ち会うこととしているが、着実に実施すること。 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○採用時の勤務条件等の説明についてはこれまで事務部門が行っているが、教員系の非常勤雇用者の雇用管理は事務部門にて実施していなかったため、勤務状況を事務部門が管理することとしているが、その管理について着実に実施すること。 【換金性の高い物品の管理について】 |
| | | 【物品・役務の発注業務について】 〇各キャンパスの事務部門において、日常的な会計業務の中で予算の執行状況を把握し、支出計画が実行されているか、年度末に偏った執行になるおそれがないかチェックし、毎年12~3月にかけて頻繁に支払い関係書類の提出を促すなど、研究者 | 【リスクアプローチ監査について】 ○通常監査実施後、リスクに応じて特別監査となる課題を選定し実施している。なお、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監 |
| | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇マニュアルに明確にルールを定め、仕様書・検収書や出来上がったデータ(の一部)などを提出させ、検収を行っている。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇出張報告書の提出を求め、必要に応じて、研究者本人に確認をしている。また、内部監査の際に、出張報告書を確認し、適 | |
| | | 切か否かを判断した上で、必要に応じて監査対象としている。 第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇内部監査部門の長は不正防止計画の策定に係る委員会の委員でもあり、当該委員会を通して機関の実態を把握した上で ガイドラインに沿った監査を行っている。また、それらを踏まえて、公的資金を支出する際に必要となるルールと手続きをまとめ たマニュアルの内容更新を検討するための委員会にも助言をしている。 | |
| | | 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇年1回、通常監査を実施した課題の中から、備品や換金性の高い消耗品等の管理状況の確認のため、支出内容に応じて特別監査(備品や換金性の高い消耗品等の設置場所や保管・管理状況の確認を含む)を行っている。 〇年1回、通常監査を実施した課題の中から、特定業者に偏っている支出や年度末の消耗品等の購入の確認のため、不正のリスクが高い、業者の偏りや年度末に集中して消耗品等を購入している課題を特に抽出し、預け金等が行われていないかなど支出内容に応じて特別監査を行っている。 | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-------|--|--|--|
| 工学院大学 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、物品・役務の検収の徹底、リスクアプローチ監査の実施な ど、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ インの要請事項のうち、不正防止対策の基本方針の策定、コンプ ライアンス教育の実施、不正防止計画の策定など、いまだ実施に 至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履 行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 [物品・役務の検収業務について] ○ 検収業務については、事務部門が実施しており、研究者による検収は認めていない。 第6節 モニタリングの在り方 [リスクアプローチ監査について] ○ 特別監査で、学会大会等とは異なりプログラム等がなくリスクが高いことから調査・研究打合せの用務を中心に抽出し、用務先に日程・用務内容・用務先からの旅費支給の有無等を確認している。 ○ 勤務時間が長く支給金額が多い者に対して、人事担当者が勤務者に対して業務内容・業務指示内容・勤務場所・業務によ | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 〇 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。 【統括管理責任者について】 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|---|---|---|
| 上智大学 | 施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、責任体系の明確化、コンプライアンス教育の実施、不正防止計画の策定、リスクアプローチ監査の実施など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発的止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果 | 【物品・役務の検収業務について】 ○ 物品・役務の検収業務については、公的資金で購入する全ての物品等について、検収ステーションにて現物と納品書を照合することを義務化し検収印が無ければ支払いができない体制としている。また、事務部門の中で、発注担当と検収担当を明確に区分して実施しており、研究者による検収は認めていない。 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 品名や所在等を記載する物品台帳への登録及びそれに対応する固有コード等が記載された管理シールを物品に貼付することによって情報を把握し、必要に応じて適宜所在を確認している。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○ 旅費執行の為に必要な書類として、用務内容、訪問先、面談者、スケジュール等が記載された出張報告書及び宿泊先の情報が分かる書類の他、航空機利用時には搭乗の事実確認のため搭乗券半券の提出を義務としており、内容に不足や疑義があれば、適宜研究者に確認をしている。また、出張申請を電磁的に記録し、出張日程が重複している等の重複受給となりうるケースが生じた場合は、事務部門においてチェック、排除する体制を構築している。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 〇 コンプライアンス推進責任者(機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者)の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 〇 コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 「コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 〇 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 ○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。 |
| | | | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めている。 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、ガイドラインに示す各事項を盛り込むこと。 |
| | | | (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 〇 業者等の外部者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み(連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等)について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図っている。 |
| | | | 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 〇 規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・那正の有無等の認定に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・記分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への報告に係ること ・記分機関の調査への協力に係ること |
| | | | 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 〇 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。 〇 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。 |
| | | | (2) 不正防止計画の実施 〇 防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。 |
| | | | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 〇 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めること。 〇 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。 |
| | | | 【業者に提出を求める誓約書等について】 〇 業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。 |
| | | | 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 〇 業者に提出を求める誓約書等に、ガイドラインに示す各事項を盛り込むこと。 |
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施すること。 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこと。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 〇 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|---|---|--|
| 昭和女子大学 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、予算執行状況の把握、研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育、特殊な役務に関する検収、換金性の高い物品の管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、期ずれ)に | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 〇「競争的資金等取扱規程」に基づき、統括管理責任者、学部長、事務職員で組織する不正防止計画性進本部において、不正防止計画の実業、不正防止計画の実施および実施状況の確認を行っている。併せて、学長・副学長定例ミーティングにおいて、各対策における実施状況を統括管理責任者が最高管理責任者に報告している。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1)ルールの明確し・統一化 〇「競争的資金執行ルールリについては、年に2回の研究室訪問(科研費採択者全員を対象として、研究の進捗状況の把握や執行状況の確認を目的とした、研究者と事務職員の個別にアリング)において、ルールと運用の乖離となりうる。ルールの分かりにくい点や間違いやすい点、運用上の問題点などを確認している。また、ルールに定めのない事項への対応について、データペース化し、統一とに適切なチェッグに役立てている。以上を踏まえ、ルールと運用の実態の乖離について、担当部署で定期的に点検し、ルールの見直しを行っている。以上を踏まえ、ルールと運用の実態の乖離について、担当部署で定期的に点検し、ルールの見直と行っている。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させで、最近段階で研究者が総対した。とは、対域を関係で研究者の適正な運営・管理活動 「矛葉執行状況の把握について) 〇 年に2回開催の不正防止計画推進本部会議においては、全体の教行状況のでしては、発達し関係で研究者が必ら予算管理システムに入かを行うととしている。研究者が発注可能な近いでも研究者が必能出のあった書類をもして、表面を関係で研究者が認ら有なと、実出財源の特定を行っている。表出下の決計を開発し、物理を関係で研究者を対した。また、本学の検討をが行いになる。また、不正防止計画推進本部を議においては、全体の執行状況の把握と併せ、個々の研究者の執行状況の把握・確認を行っている。。 「事算執行状況の検証等については、場を関係の研究者の執行状況の把握・確認を行っている。相談内容についてした。また、執行ルールの不明点などが原因の場合には、繰り返し説明するなどの対応を行っている。相談内容についても記明を行っている。とアリングの実施状況については、「不正使用防止計画・進拡末的に報告した。 「構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 「業者の慮とを表しい、経験制度についても説明を行っている。とアリングの実施状況については、「不正使用防止計画・進技を対し、一般を表しとが可能であることを、「特別と関係者との適正な取得している。また、本学出資事業株式会社からも見積もりを取得している。ことを、「本学関係者との適正な取得している」におしている。 「本学関係者との適正な取得していて」「昭和女子大学における納品検収にについて」の文書を、年に1回開を確認している。また、本学出資事業株式会社が、対域を関係でいては、対域を関係でいては、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対域を対し、対域を対し、対域を対し、対域を対域を対し、対域を対域を対域を対域を対し、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [最高管理責任者について] ○ 最高管理責任者について] ○ 司ンブライアンス推進責任者について] ○ コンブライアンス推進責任者について] ○ コンブライアンス推進責任者について] ○ コンブライアンス推進責任者にもで終到、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の接到、責任の修到、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を結結管理責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているが等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 「コンプライアンス教育の実施に、ついて] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。 (コンプライアンス教育の要施について] ○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。 (コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。) (1コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について] ○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について】 ○ コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について】 ○ 対争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 (銀き幹の資金等の運営・管理に関わる全での構成員に提出を求める誓約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 (4)告条等の取扱い、調査及び懲戒を関する細則に係る主との研究の事項を関しの報告期限に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査を見の利害関係に係ること・第三者の調査を見の利害関係に係ること・第三者の調査を関の利害関係に係ることに係ること・第三者の調査を関の利害関係に係ることに係ること・第三者の調査を関の利請限及び中間報告に係ること・第三者の調査を関の利達関係の報告に係ること・第三者の調査を関のの影響を可能出期限及び中間報告に係ること・第五者の影検別の報告に係ること・報査の選挙が決策者を配分機関への報告に係ること・報査の選挙が決策者を以中間報告の配分機関への報告に係ること・報道の選挙が決策者の定り申間報告の配分機関への報告に係ること・第五を述述が決策者のとい申間報告の配分機関への報告に係ること |
| | | 状況」にまとめ、不正防止計画推進本部に報告した。 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 〇業者の選定にあたってはインターネット等で価格を調査すること、可能な限り複数の業者から見積もりを取得して比較するなど、発注先が偏らないように配慮している。また、本学出資事業株式会社からも見積もりを取得することが可能であることを、「競争的資金執行ルール」(物品費についての留意事項)に記載している。 「本学関係者との適正な取引について」「昭和女子大学における納品検収にについて」の文書を、年に1回業者に送付し、研究者との癒着を牽制している。 年に2回開催する不正防止計画推進本部において、業者の偏りを確認し、偏りが見られた場合には必要に応じてヒアリングを行い、業者の変更を促すなどの対策を講じている。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、「競争的資金執行ルール」(旅費に関する職務分掌)に定めるとおり、実費精算とし領収書の提出を求めている。また、用務の目的や内容、訪問先、宿泊先、面談者等を記載した出張報告書およびこれらが確認できる客観的な書類の提出を求め、場合によっては出張の事実について用務先に問合せを行ってしる。出張経費の予算については出張願にあらかじめ記入しているため、出張願を精算書類に添付することで予算を明確化し、重複受給を防いでいる。 | ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・調査の進が記載された場合の配分機関への提出に係ること ・調査の進が記載された場合の配分機関への提出に係ること ・電分機関の調査への協力に係ること ・電分機関の調査への協力に係ること ・電子ので、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部で、一部 |
| | | 性調査(学内入校記録の確認、図書館入館記録・出勤状況データ等の確認)、家電量販店で直接購入した物件のうち、電子レシートを手書き領収書に書き換えた執行票については、当該家電量販店に内容ならびに配送の場合は配送先について電話確認している。 【監事及び会計監査人との連携について】 | ○ 業者に提出を求める誓約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと。 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 10万円以上の機器備品については、これまでも資産登録を行い機関が管理している。今後は、金額の多寡に関わらず、換金性の高い物品について管理を行うこととし、平成26年度中に体制を整備する予定としている。これについて着実に実施すること。 |
| | | DE DV. CIXBIO CV.00 | 第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 〇 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------------------------|---|---|--|
| | 確認など、所要の対策が着実に実施されている。 | (3)関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 【〇 賠償責任(故意または重大な過失により本学に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。)および、通報義務(他の | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 |
| | インの要請事項のうち、コンプライアンス教育、業者に対する処分 方針、特殊な役務に関する検収など、いまだ実施に至っていない 事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイド | ·第4節 研究費の適正な運営·管理活動 | 【コンプライアンス推進責任者について】 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 |
| 昭和薬科大学 | 履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(品転、業者に対する預け金等)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管 | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 検収員が現場(研究室)まで出張して検収(確認)を行っている。 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 〇 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。 |
| 中口が日本でインプ | 態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 〇 出勤簿を事務室に置き、出勤日には押印を求めて事務側で確認している。また、賃金(謝金)計算時に出勤簿や行事予定・曜日等を突き合わせて問題が無いか確認している。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇 出張願いには学会参加ではプログラム、面談等の研究打合せではメール等による事前打合せの内容が判る書類の添作を求めている。出張後には宿泊先の領収書または宿泊証明書、学会費の領収書、交通機関(鉄道を除く)の領収書等の提出と出張報告書の提出を求めて確認している。 また、出張願いの日程を出勤簿に入力することで重複した出張を防止している。 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 〇 本学では学内監査を3種類に分類している。 | 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 〇 不正に係る調査の体制・手続等の規程等において、以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・調査委員会の設置及び調査の実施に係ること ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・不正の有無等の認定に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること |
| | | ・外部資金監査:各補助事業から任意に一定数を抽出して実施。 ・一般監査:全教育職員に対して概ね5年に1回のローテーションで実施 ・最終年度監査(旧:退職前監査):退職年度の年度末に実施 外部資金監査の対象を抽出する場合は一般監査や最終監査の重複や短期間に同じ研究室(者)に連続することを避け、また、補助期間の初年度は避けて任意に抽出している。 | ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・配分機関の調査への協力に係ること ・配分機関の調査への協力に係ること ・配う機関の調査への協力に係ること 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 |
| | | | (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 O 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。 |
| | | | (2)不正防止計画の実施 O 防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 |
| | | | ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めること。 ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。 |
| | | | 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 〇 業者に提出を求める誓約書等に、所定の事項を盛り込むこと。 【物品・役務の発注業務について】 |
| | | | ○ 研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用すること。 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこと。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇 内部監査部門は、ガイドライン第3節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。 |
| | | | ○ 内部監査部門は、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 ○ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |
| | | | 7 0 - 2 0 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|---|--|---|
| | 施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ インの要請事項のうち、行動規範の策定、不正に係る調査の体 | 【統括管理責任者について】 〇統括管理責任者は、体制整備等自己評価チェックリスト及び内部監査報告書などに基づき、統括管理責任者を委員長とする研究推進委員会において実施状況を確認するとともに、必要に応じて改善策を策定・実施し、これらを最高管理責任者に報告している。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 〇コンプライアンス教育について、全ての構成員に対して研究コンプライアンス研修会を実施し、全員の参加を義務付けることと している。欠席者へのフォローアップとして、研究コンプライアンス研修会を録画したDVDを欠席者全員に配布している。受講状 況及び理解度を確認するために、受講者アンケートに回答させ、署名のうえ提出を求めることとしている。また、大学全体のモニ タリング体制を整備することとしているが、それらについて着実に実施すること。 |
| 成蹊大学 | ら、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 | 【コンプライアンス推進責任者について】 〇コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己が掌理する部局において研究コンプライアンス推進に 係わる対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告している。平成26年度について は、WEBによる研究コンプライアンス教育を実施しており、各コンプライアンス推進責任者は部局の履修状況の確認を行い、 事務部門を通して統括管理責任者に報告を行っている。なお、未受講者については、履修を促し、最終的に履修状況を取りま とめ、統括管理責任者を委員長とする研究推進委員会にて報告している。 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (2)職務権限の明確化 〇競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有することとし、また、各段階の関係者の職務権限を明確化することや職務権限に応じた明確な決裁手続きを定めることとしているが、その制定について着実に実施すること。 |
| | 体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 〇競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に平成26年4月にe-learningによる「研究費使用に関する留意事項」についての講習を行い、併せて研究費使用に関する誓約書を提出させている。 | (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 〇実施予定の研究コンプライアンス研修会において、理解度を把握することとしているが、その把握について着実に実施すること。 |
| | | 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 〇研究費の使用に関する意識を再確認してもらうため、研究費を使用する研究者全員に、年1回(原則4月)、誓約書を提出させている。なお、年度途中に採用された研究者については、採用時に研究費の使用に関する説明を行い、誓約書の提出を求 | |
| | | めている。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】 【O内部監査時の指摘事項及び研究費の執行手続きの過程で生じた問題など、優先的に取り組むべき事項を中心に、不正防 | (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【告発窓口等について】 〇不正の告発等の制度について、研究コンプライアンス研修会の際に周知徹底することとしているが、その周知徹底について着 実に実施すること。 〇業者に対して、相談窓口及び告発等の窓口の仕組みをホームページ以外で周知する仕組みを整備することとしているが、そ の整備について着実に実施すること。 |
| | | 世計画の定期的な見直しを行っている。具体的には、検収デスクの設置や日付等の記載が無い納品書・請求書について受理しないことを徹底したことを受け、不正防止計画の改訂を行っている。 (2)不正防止計画の実施 | 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 〇規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること |
| | | 【不正防止計画の実施】 〇不正防止計画について、毎年度末に履行状況をまとめ、研究推進委員会で確認し、改善を要する事項については研究推進 委員会で改善計画を策定の上、統括管理責任者から最高管理責任者に報告を行っている。また、毎年、監事に対して、研究 費不正経理に係る再発防止対策の実施状況をまとめ、報告を行っている。 | ・調査委員会の設置及び調査の実施に係ること ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・不正の有無等の認定に係ること |
| | | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 〇架空の請求書(領収書)の発行、経費処理を防止するため、研究費で購入した全ての物品(印刷物、図書を含む)は、検収デスクによる検収を必要としている。 検収デスクにおいては、納品された現物と証憑書類の内容を突合せて確認することとしており、さらに、請求書(又は領収書)に検収デスクの検収印のないものは、経費処理ができないこととなっている。平成26年度から、修理費については立会い検収をすることとし、そのことを研究者に通知している。 | ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること |
| | | 【特殊な役務に関する検収】 〇有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収業務担当者が検収を行っている。また、内部監査において、抽出により、業者選定理由書等の必要書類の確認や仕様書、作業工程の妥当性などを確認している。また、成果物がない機器の保守・点検については、検収業務担当者が立会い検収を実施している。 | 【懲戒処分について】 ○懲戒の種類及びその適用に必要な手続等に関する規程を改正することとしているが、その改正について着実に実施すること。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 |
| | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇非常勤雇用者の勤務状況を把握するために、毎月、勤務報告書の提出を求めており、また、毎日の出勤状況の管理のため、出勤簿を事務室に置き、非常勤雇用者が来校時に事務室にて押印する体制としている。 | (ハイエと光エとも安区の心臓にイエル) 正計画の次足 の不正を発生させる要因について、改めて現状のリスク分析を行い、体系的に整理・評価することとし、さらに、具体的な不正防 止計画を策定するため、監査法人にコンサルティング業務を委託し、検討することとしているが、検討を踏まえ、着実に実施する こと。 |
| | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇国内出張においては、出張前に提出される出張命令書に添付した学会開催通知などにより事前に出張計画を把握し、出張 後に提出される出張報告書に添付した旅費の証憑書類(学会等の参加証明書、航空券の半券等)または宿泊先の領収書によ り出張の事実を確認している。海外出張においては、出張前に提出される海外出張願に添付したフライトスケジュール、学会 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 〇科研費管理システムを導入し、システムを活用した運用体制を整備することとしているが、その整備について着実に実施すること。 |
| | | 開催要項、招聘状等の写し、出張計画書により事前に出張計画を把握し、出張後に提出される海外出張報告書に添付した航 | 【予算執行状況の検証等について】 〇予算執行の状況確認は行っているが、研究計画の遂行状況に問題がないかの確認には至っていないため、対応することとしているが、着実に実施すること。 〇研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを研究コンプライアンス教育の中で周知することとしているが、その周知について着実に実施すること。 |
| | | 【リスクアプローチ監査について】 〇ガイドラインに示すリスクを踏まえ、研究者が採択されている補助事業の補助額、経費執行の内容・傾向、研究者の所属部 門及び研究支援部門へのヒアリング結果などをもとにリスク分析を行い、その結果を踏まえて整理した監査の重要観点のもと に、関係法令や学園の諸規則との整合性、業務フローから業務の効率性等、証憑類の具備の状況、各経費執行の内容や金 | 【業者に対する処分方針について】 〇不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し |
| | | 額の妥当性などを監査している。 | 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 〇業者に対し、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めることとしているが、その提出について着実に実施すること。 |
| | | | 【物品・役務の発注業務について】 〇研究者による発注を認める場合について、研究者の権限と責任を明確化し、研究コンプライアンス教育の中で理解させること としているが、着実に実施すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇特殊な役務に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で、運用することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇非常勤雇用者の採用を一括して事務室を通して行うなど、事務室が積極的に関与することとし、さらに、成果給の非常勤雇用者(原稿の下翻訳や会議等のテープ起しなどの作業を行ってもらうため非常勤雇用者)の雇用管理も含めて、体制を整備することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇換金性の高い物品の適切な管理方法について、体制を整備することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】 〇内部監査部門が最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けとなっていないため、規則を改正することとしているが、着 実に実施すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------------|---|--|---|
| 機関名 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、事務部門による物品・役務の検収の実施、監査の実施な ど、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ インの要請事項のうち、不正防止対策の基本方針の策定、不正 防止計画の策定、コンブライアンス教育の実施など、いまだ実施 に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に 実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事 項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況 調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制 の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、買掛金(物 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 〇 物品・役務の検収業務については、キャンパスごとに検収センターを設置し、事務部門により実施しており、研究者による検収は認めていない。 第6節 モニタリングの在り方 【監査の具体的な方法について】 〇 監査実施の前年度の旅費について、出張目的が資料収集や研究打合せ等客観的な裏付け資料の提出が困難であるものについて、年に1回(初秋)研究者へ出張目的(概要)や効果についてヒアリングを実施し、申請内容との整合性を確認している。 〇 一部の非常勤雇用者を対象に監査実施時に出勤簿と勤務実態についてヒアリングを行っている。 〇 監査実施の前年度に購入した管理物品について、年に1回(初秋)、物品台帳に基づき現物確認を行っている。また、耐用年数1年を超える換金性の高い消耗品として、パソコン・図書の現物確認を行っている。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [最高管理責任者等について] 〇 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。 [統括管理責任者について] 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 |
| | | | (3)関係者の意識向上 [コンプライアンス教育の実施について] 〇 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 〇 コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 〇 コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等に、ガイドラインに示す各事項を盛り込むこと。 【行動規範の策定について】 ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定すること。 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 ○ 「基本方針実施細目」に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・調査委員会の設置及び調査の実施に係ること ・・不正に係る調査体制に係ること |
| | | | ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・不正の有無等の認定に係ること ・調査力針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・記分機関の調査への協力に係ること 【懲戒処分について】 〇 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定めること。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 〇 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価すること。 〇 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。 〇 不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。 (2) 不正防止計画の実施 |
| | | | ○ 防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 ○ 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握すること。 【予算執行状況の検証等について】 ○ 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じること。 【業者に対する処分方針について】 ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めること。 ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。 【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 業者に対し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求めること。 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 ○ 業者に提出を求める誓約書等の内容について】 ○ 業者に提出を求める誓約書等に、ガイドラインに示す各事項を盛り込むこと。 【物品・役務の発注業務について】 ○ 発注業務については、原則として、事務部門が実施すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこと。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどに より、適切に管理すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 〇 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実 施、情報発信・共有化の推進及びルールの明確化・統一化など、 所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点 (平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項の方。大 者に対する処分方針の策定・公表、業者からの誓約書の提出及 び特殊な役務に関する後収に関することなど、いまだ実施に至っていない事項が多く残されている。ことも、下一成25年度に実施した 下一方といる。とまた、平成25年度に実施した でしても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査」の留意事項に の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていべ必要がある。 東海大学 第1節 機関内の責任体系の明確化 (最高管理責任者について) の統括管理責任者について) の統括管理責任者について」 のが発力を関する履行状況調査」の留意事項に ついても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査 の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備 運用状況をモニタリングしていく必要がある。 | |
|--|---|
| ### 2000年の大学生で大大学を対していまった。 | の公開について着実に実施すること。 いるが、その公開について着実に実施す としているが、その検討を踏まえ、着実に 実に実施すること。 か方針について、機関の不正対策に関す び周知徹底について着実に実施するこ は然・検収方法を規程に盛り込み、実施す 面談者等が確認できる報告書等の提出 に応じて照会や出張の事実確認を行って |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|---|--|
| ている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、 ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任者に関 すること、コンプライアンス教育の実施・受講管理・理解度把握及 び行動規範の策定など、いまだ実施に至っていない事項が多く残 されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施 | 【予算執行状況の検証等について】 〇事務部門が予算の執行状況を常に把握し、年度内の執行が難しい場合は、無理な年度内執行を防ぐ観点から、繰越制度を積極的に活用している。また、繰越制度については、公的研究費に係る書類の提出時に、研究者に対して、直接、周知することとしている。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇出張前に出張に係る書類を提出させ、出張後に出張報告書の提出させており、さらに、宿泊を伴う出張の場合は宿泊先の領収書の提出を求めており、出張計画の実行状況を把握・確認している。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [最高管理責任者について] 〇不正防上対策の基本力針を設することとしているが、その策定について着実に実施すること。 「核括管理責任者について] 〇不正防上計画ではめたする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を最高管理責任者に報告することとしているが、その策定・実施し、その実施状況を最高管理責任者に報告することとしているが、その策定・基施及び報告について着実に実施すること。 「は成者で表施及び報告を制作っいて有実に実施すること。 「ロンプライアンス権進責任者について] のコンプライアンス権進責任者について] のコンプライアンス権進責任者について] のコンプライアンス権進責任者について] のコンプライアンス権進責任者について] のコンプライアンス権を責任者について] のコンプライアンスを責任者に対しているが、それの実施状況の物能、コンプライアンス教育の実施・受講状況の管理監修、モニタン学を行う体験の実施、技法管理技任者の実施状況の物能、コンプライアンス教育の実施に対しているが、それらについて着実に実施すること。 「行動規能の策定について] ロンプライアンス教育の変と関について] ロンプライアンス教育の実施について] ロンプライアンス教育の実施について] ロンプライアンス教育の実施について「(14) 告後等の販売を対象できるととしているが、それらについて新実に実施することとしているが、それらについて新実に実施することとしているが、それらについて第一次では、一般を表を受け付ける窓口の設定・由条等の制度の具体的な利用方法の問知権底、業者での外部が高に対する必要、規則等について優担等と定めることとしているが、それらについて新実に実施するとと、「不正に係る調査の体制・手続等の規程等について「(の別報等に対するが表別を指し対しての事項についての別程等について)の規程等について第一次に係る課を表別を制に表して、「課金資金のの数字に係ること・「課金の事件を関係に係ること・「課金の事件を関係に係ること・「課金の事件を関係に係ること・「課金の事件を関係に係る」と 「認定の機関の認定に係る」と 「認定の機関の認定に係る」と 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所を対するの財産と関係の関係に係ること 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所の認定に係る」と 「認定の場所を対しての適用に必要な手続等を明確に示した規程等を整備することとしているが、その整備について対実に実施すること。 「保護の場所を対策を対象にの対して関係を定定を検討することとしているが、その構築について対策に関する方針のとの主意を検討するととしているが、その構築について対策に関する方針の表に表について対策に関するととしているが、その制度に対して対策に関する方針の表に対しての場に表していて対策に関するととしているが、その制度に対して対策に関する方針の表に表していて対策に関するととしているが、その制度に対して対策に関するととしているが、その制度に対して対策に関するととしているが、考集に対していて対策に関するととしているが、考集に対して対策に関するととしているが、考集に対しているが、表に対しているが、表に対しているが、表に対しているが、表に表に対しているが、表に対 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【発注した当事者以外の検収が困難である場合について】 〇事後確認について、検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇特殊な役務に関する検収について、検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 第5節 情報発信・共有化の推進 〇平成26年度中に、競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置することとしており、その設置について着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇監査計画について、検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 【監事及び会計監査人との連携について】 〇内部監査部門と監事及び会計監査人との連携の強化について、検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇監査報告のとりまとめ結果のコンプライアンス教育の一環としての周知について、検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---------|--|---|--|
| 東京家政学院大 | 進展し、予算執行状況の把握、内部監査部門による監事及び会計監査人との連携など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、機関内の責任体系の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備及び不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施にと、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること。また、平成25年度に実施した「ガイド | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアブローチ監査の具体的な方法について】 〇5万円以上の備品のうち、特に高額な物品を購入している者を抽出して現物確認を行っている。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [基高管理発化者について了 の最高管理発化者に関すらく2] の最高管理発化者に関すらく2] の最高管理発化者に関すらく2] の表高管理発化者に関すると2。 の表高管理発化者に関すると3。 の表記を対象を対象本方針を改正することとしているが、その改正について募実に実施すること。 (超熱管理異化者について] の2のあるキャンパスそれぞれの副学長を被括言する体制と考立ととし、また、競技管理責任者に関する規程等を整備し、その職名を 個関内外への周かべ表をするととしているが、それについて第実に実施すること。 (可能力は対象を対象を対象を実施となると、実施し、実施状況を最高管理責任者に関する規程等を整備し、その職名を 個関内外への周かべ表をすることしているが、それについて第二度事すること。 (コンプライアンス権進責任者について] (コンプライアンス権進責任者について] (コンプライアンス権進責任者における規格等を整備し、その職名を機関内外への周知・公表をすることとしているが、その整備等 にコンプライアンスを構造を関係者について] (コンプライアンスを構造を関係者のと) 第29 第一級では、また、自己の管理 管管又は指導する部局等における異体的な対策を策定・実施し、実施状況を核高管理責任者に報告することとしているが、それらについて複実に実施すること。 (コンプライアンスを構造を関係の表別を必要を管理・執行を行っているが等のモニタリングを実施することとしているが、それらについて複実に実施すること。 (3) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|--|
| | | | (2)不正防止計画の実施 〇防止計画推進部署が機関全体の具体的な策定・実施状況を確認していない状況であるため、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認できる体制とすることとしているが、その体制の整備について着実に実施すること。 |
| | | | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 〇これまで予算執行が当初計画より著しく遅れている状況が見受けられなかったが、そのような状況が起こった場合の対応を検 討することとしているが、検討を踏まえ、着実に実施すること。 〇正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等について、全員に周知を図ることとしているが、その周知につ いて着実に実施すること。 〇研究者全員に、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知することとしている が、その周知について着実に実施すること。 |
| | | | 【業者に対する処分方針について】 〇業者に対する処分方針について、物品調達以外の契約(役務等)に関しては規定されておらず、また、取引停止について明示されていないため、条項に加える等の対応をすることとしているが、着実に実施すること。 〇不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底することとしているが、その周知徹底について着実に実施すること。 |
| | | | 【業者に提出を求める誓約書等について】 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 〇業者に対し、機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求めることとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【物品・役務の発注業務について】 〇研究者の発注は一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めることとしているが、その策定について着実に実施するこ |
| | | | と。 〇研究者による発注について、研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうこととしているが、その明確化等について着実に実施すること。。 |
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇特殊な役務に関する検収について、具体的な内容・方法等について検討し、実効性のある明確なルールを定めた上で運用することとしているが、着実に実施すること。 〇有形の成果物がある場合に、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックしていないため、他に知識を有する発注者以外の者がいる場合、チェック者として実践するよう検討することとしているが、その検討を踏まえ、着実に実施すること。 ○成果物がない機器の保守・点検などの場合に、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこととしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇非常勤雇用者に事務部門が勤務条件の説明、勤務内容の確認をすることとしているが、その説明・確認について着実に実施すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇換金性の高い物品については管理していないため、その管理について着実に実施すること。 |
| | | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇航空機を利用した出張については、その実行状況を確認できる資料の提出を定めているが、航空機以外の交通手段を利用した出張については明示されていないため、規程に条項を加えるなどの対応をすることとしているが、規程改正等について着実に実施すること。 |
| | | | 第5節 情報発信・共有化の推進 〇競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表していないため、外部に公表することとしているが、その公表について着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 〇監査手順を示したマニュアルを作成することとしているが、その作成について着実に実施すること。 |
| | | | 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇機関の実態に即して不正発生要因までは分析していないため、本年度中にガイドラインに示すリスクを踏まえ、不正発生要因の分析を行うこととしているが、その分析について着実に実施すること。 〇把握された不正発生要因の分析をし、不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ることとしているが、その分析等について着実に実施すること。 |
| | | | 【リスクアプローチ監査について】 〇不正が発生するリスクに対して抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇監査報告の取り纏め結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知することとしているが、その周知について着実に実施すること。 |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-------|---|--|--|
| 東京慈惠会 | 進展し、コンプライアンス教育の実施、学外の告発窓口の設置、研究費執行データの解析など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、責任体系の明確化、業者対する誓約書の提出の要請、特殊な役務に関する検収体制など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項値でついても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の留意事項をの対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。また、継続中の不正に係る調査について速やかに完了させると | ○ 告発者保護の観点から、「公益通報に関する相談窓口」とは別に外部の弁護士事務所と契約した「通報・相談窓口」を設けている。 第44節 研究費の適正な適営・管理活動 「物品・役務の発注業部について] の 研究費執行デークを監査法人に依頼して解析してもらい、その結果について分析しリスクを把握している。また解析結果について学内監査室と情報を共有して監査の参考としている。また。今後、平成26年度に導入した研究費管理システムを利用して、研究負執行状況に応じた調達データの解析を行うことを検討している。 「物品・役務の検収業務について【 物品・役務の検収業務について【 の 検収業務について【 の 検収業務について【 の 様収業務については、学内に輸品検収所並びに納品検収窓口を設置し、発注した者以外の者(講座所属の事務員、研究補助員、技術員や文学・病院事務部門等)による検収を義務づけており、研究者だけによる検収を認めていない。 【非常動雇用名の動務状況確認等の雇用管理について】 の 研究費にようアルバイト等臨時研究職員の雇用については、雇用者の保護、労務管理の観点から、大学が臨時研究職員として契約している。出退動管理については事務部門(時間外は大学受付(警護室))が担当し、直接雇用者と対面し勤務実態を把握し、給与厚生課にて貢用を計算している。 第6節 モニタリングの在り方 「内部監査の実施について」 の 毎年度、会計監査を実施し、法人の会計取引が証拠書類に基づいて適切に処理されているかのチェックを一定数抽出して実施している。 一定数の抽出方法・文部科学省関係公的研究費について、科学研究費は採択件数の15%、その他の大型研究費(最先端・次世代、観路的創造など)は全件を監査対象としている。科学研究費は不正リスクに配慮して、①研究費が高額、②旅費の使用が高額、③人件費・謝金の使用、④発注業者に偏りがある、⑤その他、5要素を均等にリストアップしている。 | ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 [ルールの周知について] ○ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知すること。 (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 [不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について] ○ 規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること・調査委員会の設置及び調査の実施に係ること・不正に係る調査体制に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・第三者の調査委員の利害関係に係ること・不正の有無等の認定に係ること・記分機関への最終報告書の記念はに係ること・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------------------|---|--|--|
| 東京農業大学· 東京農業大学短 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、業者に対する処分方針など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、特殊な役務に関する検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理、換金性の高い物品の管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 第1節 機関内の責任体系の開催化 (核活管理責任者:ついて) 環境と解析を理責任者: 名学部長等を部局責任者として不正防止対策を実施している。統括管理責任者を 委員長、部局責任者を委員とした必称研究要適正管理委員会を設置し平成な年度には同意員会を7回開催し、具体的な不正 防止対策を策定・実施した。また、実施状況を結括責任者が最高管理責任者に学部長会(平成25年12月10日)で報告している。 第4節 研究費の適正な選當・管理活動 (素者に対する船分方針について) 〇 「科研費者注に関する船別会平成25年3月21日)」および「不正取引防止について(お願い)(平成25年9月30日)」(郵送)で業 信念者に提出を求める誓約書等の内容について] 〇 「品質等の保全に万を金期すること」を監約書に盛り込んでいる。 第2章に提出を求める誓約書等の内容について] 〇 「品質等の保全に万を書かること」を監約書に盛り込んでいる。 第2章本の任意が経査人との連携について] 〇 内部監査室・監事・会計監査人で協議及び情報交換を行う会議を年に3回実施している。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【コンプライアンス推進責任者について】 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも に、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ 執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|---|--|---|
| 東邦大学 | インの要請事項のうち、コンプライアンス教育、特殊な役務に関する検収、換金性の高い物品の管理など、いまだ実施に至っていいい事項が多く残されていること、また、平成24年度に実施した「スイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についも未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・選用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効計 | (11) 川ルの明積化・紙一化 (10 一) 以の開積化・紙一化 (10 一) 以の開頭について (10 日) 教育的資金の新採択者料料費等)とその運営・管理に関わる構成具向けに4月下旬~5月上旬に、使用ルール起明会観 学・時官党の使用ルール、ネ学の不正防止が策、会体研究費の管理・監査のガイドラインの説明等)を大き、管思野・佐倉地区 でけっている。また、使用ルールをあようにしている。公前研究費の管理・監査のガイドラインの説明等)を大き、でラーニング化は各族実材 (14 円) 一人に10 つても認識できるようにしている。公前研究費の管理・監査のガイドラインの説明等)を大き、行機が、(15 円) 一人に10 つても認識できるようにしている。 (13 囲蕉者の登崩内土 世間・関係し、原列・人は10 つても認識できるようにしている。 (13 囲蕉者の登崩内土 世間・関係し、原列・人は10 日本の登崩内土 世間・関係し、原列・人は10 日本の登崩内土 世間・関係し、原列・人は10 日本の登崩内土 世間・大きののでは、10 日本の登崩内土 世 (15 年を) 月 つり、日本の登崩内土 世 (15 年を) 月 では、15 年を) 日本のでは、15 日本のでは、15 年を) 日本のでは、15 日本のでは、 | ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも 「、実施状況を統括管理責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成 同に対し、コンプライアンス構造責任者は、自己の管理監督文は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ 執行を行っているが等をモニタングし、必要に応じて必要を指導すること。 「公力ライアンス構造責任者は、自己の管理監督文は指導する影局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ 教行を行っているが等をモニタングし、必要に応じて必要を指導すること。 「23 箇本の監督、管理の基盤となる環境の整備 ② 素務の分担の実態と維務分学規程の間に季箱が生じないよう適切な職務分学を定めること。 「3] 関係者の意識向上 [コンプライアンス教育の実施について] ○ 成江素施している侵利ルール提明会 援争的資金の使用ルール、本学の不正防止対策、公的研究費の管理・監査のガイドインの説明等の同じれ、平成がキリスト間をした機能を見全て、競争的資金等の適害・管理に携わるご構究員へのコンプラインの説明等の同じれ、平成がキリスト間をした機能を見全て、競争的資金等の通常・管理に関わる主な機能した機能を見全て、競争的資金等の通常・管理に関わる主な機能した機能と表現を見全で、競争的資金等の通常・管理に携わるご構究員へのコンプラインの説明等の同じれ、平成がも同じ、特別の企業を受け、大きなが大きないので、また、現実、表現を対して、対して、会事の主なの情能としている。また、表別は、そので、また、対して、会事の自然を対して、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|--|--|--|
| 日本大学 | しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育に関すること、業者からの誓約書の提出及び非常勤雇用者の勤務状況等の雇用管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されている。とから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 【最高管理責任者について】 ○牽制効果及び抑止力向上を図るため、不正防止対策の基本方針の一つとして、「研究不正行為防止宣言」を策定し、研究不正行為を行った教職員に対して厳重処分を科すことを宣言し、教職員に対して周知している。 【統括管理責任者について】 ○統括管理責任者は、研究に関する重要事項を審議する研究委員会や当該委員会の下に設置され、研究コンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス専門部会の委員長となっており、大学全体の対策を策定・実施している。実施状況等は、必要に応じて学長の出席する学部長会議等で報告されることになっている。 【コンプライアンス推進責任者について】 ○コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する学部の不正防止対策を実施するため、学部のコンプライアンス専門部会を設置し、内部監査の実施、研究費の執行状況の確認、コンプライアンス教育の実施及び研究費の取扱い手引きの改正などについて、検討し、統括管理責任者へ報告している。実施状況等については、必要に応じて最高管理責任者へ報告するともに、研究委員会等で報告されることになっている。 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 |
| | | 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (2)不正防止計画の実施 【不正防止計画の実施 【不正防止計画の実施】 〇本部及び学部の研究委員会コンプライアンス専門部会が不正防止計画の策定等を行い、実施状況を確認している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【構成員と業者の癒着を防止するその他の対策について】 〇発注にあたり、100万円以上の物品については、2者以上の業者から見積書を徴収し、購入先を決定している。なお、一部の学部では、2者以上の見積書を要する基準額を引き下げている。また、規定されている基準額未満の案件であっても、研究者が提出する見積書を積金し、必要に応じて、別業者から見積書を徴収し、購入先を決定している。 【物品・役務の発注業務について】 〇予算の執行状況について、大学の予算管理システムである財務・管財システムにより把握している。各学部の事務部門は、予算執行状況を定期的に確認し、研究者に執行状況を通知している。なお、当初計画に比較して著しく遅れている場合等、必要に応じて、研究委員会コンプライアンス専門部会等において是正を促している。また、特定の業者に発注が偏っていないか等を検証し、必要に応じて、業者を変更する等の対応を行っている。 【物品・役務の検収業務について】 〇研究者と業者の癒着防止の観点から、公的資金による物品の発注及び検収を事務職員が行っている。ただし、出張先での立計購入やダウンロードしかできないソフトウェアの購入など、やむを得ない理由がある時は研究者による発注を認めているが、その場合の検収についても事務職員が行っている。 【特殊な役務に関する検収について】 ○機器の保守点検作業時には、その作業完了時に研究者と共に検収担当者が立会い、立会者印を押印することとしている。また、作業報告書には、実際に作業が行われた状況の日付入り写真を添付することとしている。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○出張後に提出させる出張復命書(出張報告書)には、出張目的、出張先、出張期間及び復命事項(用務内容)を記載するこ | (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 [不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について] ○規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 調査の要否の判断及び分機関への報告期限に係ること ・調査の要否の判断及び分機関への報告期限に係ること ・調査の要否の判断及び過程の実施に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・記分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・記分機関の副査への協力に係ること ・記分機関の調査への協力に係ること ・記分機関の調査への協力に係ること ・第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・記分機関の調査への協力に係ること ・第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 〇不正防止計画が甲成21年から改正されていないため、ガイドライン改正に伴う規程等の改正後に見直すこととしているが、その見直しについて着実に実施すること。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 [業者に提出を求める誓約書等について] ○対象とする業者を選別し、処分方針を周知徹底することとしているが、その周知徹底について着実に実施すること。 [業者に提出を求める誓約書等について] ○対象とする業者を選別し、契約書のについて] ○対象とする業者を選別し、契約書のについて] ○対象とする業者を選別し、契約書のについて] ○対象とする業者を選別し、契約書のについて] ○対象とする業者を選別し、変約書のについて] ○対象とする業者を選別し、変約書のに対して) ○対象とする業者を選別し、変約書のに対して) ○対象とする業者を選別し、変約書のについて] ○対象とする業者を選別し、変約書のにして) 「共事式で運用するととしているが、表別で記できる書類により、検収を行い、必要に応じて、抽出による事後チェックなどを含め、これらの知識を有する発注者以外の者がチェックする体制を構築することとしているが、その構築について着実に実施すること。 【非常動雇用者の勤務状況等の雇用管理について】 ○事務部門による非常動雇用者の勤務状況等の雇用管理について】 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|---|---|--|
| 日本女子大学 | インの要請事項のうち、責任体系の明確化、誓約書等の徴取、特殊な役務に関する検収体制の構築など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金等)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効 | 【コンプライアンス教育の実施について】 ○ 教員向けは、全教員および研究費に係わる学生を対象とした説明会会開催している。説明会は、できるだけ参加できるよう全回回して内容で開催し、直接説明する機会を設けている。説明内容は、研究の適正な場合のための心構え(ガイドライン改正)不正リスク委因の理解、研究費を執行する際の注意点(伝票作成方法、購入手順、出境業績の作成方法、雇用に関する注意はで注意明している。 ○ 職員向けには、前課長全員を対象に研修支票低した後、各課長自ら構成員に説明を行っている。説明内容は、研究費を取り巻(社会的状況・適正な様才のための機関管理の必要性・責任)を中心に説明している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務について】 ○ 物品・役務の検収業務については、事務部門により実施しており、研究者による検収は認めていない。 | #記憶 機関内の正は検系の時に いっプライアンス保証責任名(機関内の)を結局等における競争の資金等の運営・管理について実質的な責任と権服务性の の分別、責任の任金 (機関内の)を結局等における競争であり、 のの受別、責任の任金 (機関体質などの)を対して、 の コンプライアンス保証責任名(は、自己の)管理が替入に指摘する総局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも の コンプライアンス保証責任名(は、自己の)管理が替入には指摘する総局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる金での構成 に関加・公本すること。 の コンプライアンス保証責任名(は、自己の)管理を関又は指摘する総局等内の競争の資金等の運営・管理に関わる金での構成 に対し、コンプライアンス保証支援に対し、受験に対しておき活力を必定 の コンプライアンス保証支援に対し、受験に対しておき活力を必定 の コンプライアンス保証支援に対し、受験に対しておき活力をは対しまります。 に対して、1980年の意理のは、一般ではできたがあります。 の コンプライアンス保証支援に対し、受験に対しておき活力をである。 (1980年の意理・管理に関わる全での構成員に対し、受約音等の侵止せ来あること。 の 数争的資金等の選定・管理に関わる全での構成員に対し、受約音等のは対しまれていて。 の 数争的資金等の選定・管理に関わる全での構成員に対し、受約音等の時間に対して、一定考別では対しまれている。 の 数争の政策の対象に対して、機関の構成員に対して、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知能度すること。 「保養を国本について」 の 不正に係るが表していて、後間の情報に係ること・ ・研究を実のの設定者が認定の実施に係る。 ・研究を実のの設定者がに係る。 ・研究が対象に対しての状況が使用からに係ると ・研究が対象に対しての状況が使用がよりに係る。 ・研究が対象に対しての状況が関係といいで の 全部が表別で、の場別に必要と手続等を明確に示した規模等を定めること。 「基本が規則に関係」といいでは、 の 全部が関係とのの対象を対象でいる。 (「発表の検定表別について) の 実施に対して、のののでは関係のの対象性のの機能に係ること 「技術に対し、実施の情報を必要がで、のが、対象を手続等を関係していて) の 実施の情報を必要がで、のの場で、対象を手続等を関係していて) の 発力に対象となどの影響で、いが「)の 発表を関心に対している。 の の 発生素別でいて) の 発表を関心に対して、単分のを対象を使いたいで) の 発表が関心に対象となどの対象をのの対象に対象となどの は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----------------|---|--|---|
| 機関名 法政大学 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、業者に対する処分方針、研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス教育、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等、特殊な役務に関する検収など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、謝金によるプール金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の検証等について】 〇 研究者が公的研究費のルールに関する理解を深め、適切に使用できるよう、毎月一度各研究者に執行ルールや手続きにかかる案内を通知しており、その中で繰越制度の積極的活用等の周知を行っている。また、1月末までに80%以上執行できていない研究者に対しては研究開発センターから個別に繰越制度等の案内を行っている。 【業者に対する処分方針について】 〇 前年度公的研究補助金を用いた取引があった業者に対して、不正の防止やルールの順守を求める「公的研究補助金等に係る不正防止について(お願い)」及び「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン(抜粋)」を年に1回8月ころに書面で送付し、以下の内容を周知している。 ・「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン」を制定し、公的研究補助金等による不正防止に取り組んでしる旨。 ・・全キャンパスへ「検収センター」を設置し、公的研究補助金等で購入した全物品について、納品検収を行っている旨。・・自封の「法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン(抜粋)」を確認し、適正な対応を遵守する旨。 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇 出張にあたっては必ず所属長による出張許可を受ける定めになっているほか、出張報告書の提出を義務付けている。 外出張の際にはが完整に対いて】 〇 出張にあたっては必ず所属長による出張許可を受ける定めになっているほか、出張報告書の提出を義務付けている。 第6節 モニタリングの在り方 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [銀結管理責任者について] 〇 軟括管理責任者に、業体状況を基高管理責任者に報告すること。 (コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に 当たる者の職名を機関内外に関助・公表すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも に、実施状況を被請して重要を指して報告でいて] 日 大力ライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも に、実施状況を被請と重要任何に報告すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも に、実施状況を対抗自重異を付款、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ 場行を行っているが等をモニタリングし、必要に応して改善を指導すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督とは指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ 場行を行っているが等をモニタリングし、必要に応して改善を指導すること。 第2節 選正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意理向は (1)関係者の意理向は (1)関係者の意理向は (1)関係者の意理向は (1)関係者の意理向は (1)による主ないによる主ないのでは、主な大学との研究補助金事に関する不正的セガイドライン第10条に規定 の 現状では、結局責任者・電所限制をレラン 業長の役割として全学へ経営倫理綱領及び学内ルールを開却徴に対している。これに当ち、非なの事業を報告でいて「法政大学との研究代表者を実施している。」 第40 現状では、生きな、事での参加業務について「法政大学との研究代表書の実の書」を関連してカールの 所以及び執行に関する説明会を毎年開催しており、受護状況を管理し、火産者には個別にフォローを行っている。 1 現在、説明会の対象部配き機能しており、受禁状況を管理し、火産者には個別にフォローを行っている。これについて需要 に実施者でとと (1)エグライアンス教育の受済管理を関係を指摘を開催しており、受禁状況を管理、火産者には個別にフォローを行っている。また、別途研究者に対してルールの浸取を 域をする体制の要を作用で使用を対してが必要が決定を管理を関係している。 では、説明をと同時にアンケートを実施し、コンプライアンス教育の理解を把握している。また、別途研究者に対してルールの周知及び では、説明をと同時にアンケートを実施し、コンプライアンス教育の理解を行う方向で検討を進めているとこる であり、対象の要素をに関する不正のにガイディン115条に対いて、繁か自の理解を行う方向で検討を進めているとこる であり、現象で代表者が受け、対象でので、対象で、対象で、対象で、対象で、対象で、対象で、対象で、対象で、対象で、対象 |
| | | | ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・配分機関の調査への協力に係ること |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 ○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-------|--|---|--|
| | ど、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ | (1)ルールの明確化・統一化 〇 誓約書において、「貴学が公的研究費に関して実施する監査等に際して、協力の要請があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。」という事項を盛り込んでいる。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 |
| | い事項が残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運 | 【予算執行状況の把握について】 ○ 発注段階において、すべての支出について申請時に、機器備品等申請書(物品等申請)、国内・海外出張願、謝金等支払い申請書等に支出財源の記入を義務付け、各研究費の事務担当部署が残金を含め支出財源を特定している。予算執行の状況については各研究費の事務担当部署が、専用通帳、執行台帳、個別収支簿、起票伝票、会計システムより出力される元帳等管理・把握している。 | ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも |
| 武蔵野大学 | 体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果 | ○ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針については、不正対策に関する方針及びルール等を含めホームページに掲載し、かつ、一定以上の取引実績のある業者に対して、取引停止等の処分方針・不正対策に関する方針及びルール等を記載した「公的研究費の使用に関するガイドブック」を送付するなど周知徹底している。 | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】(212) 〇 競争的資金等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を義務付けており、平成26年度中に全員に提出させる予定としている。これについて着実に実施すること。 |
| | | ○ 本学の不正防止計画では、「研究者による直接発注・直接納品を原則として一切認めない」と定めており、発注業務については事務担当部署が実施している。他に事務担当部署が発注を認めたうえで、本学と発注・納品・検収等の代行業務委託契約を締結した武蔵野大学アソシエート株式会社による業者選定と発注業務が行われているものがある。 ○ 電子購買システムを利用した単価が10万円未満の消耗品、通販サイト「Amazon」を利用した書籍の購入及び試薬のうちの毒劇物、医療器具、医薬品・麻薬など、研究者以外の発注が困難な物品等については、研究者による直接発注を認めている。たただし、物品は一旦検収センター等に納品され検収後に研究者に引き渡される。なお、代金支払い前に、事務担当部署が算執行承認手続きを行なっている。また、緊急かつやむを得ず物品の立替え購入を行う場合、事前に「立替え購入が必要な理由と物品名」を事務部門に連絡し、購入後に、現物と領収書等証拠書類(明細が分かるもの)を事務部門に持参し速やかに検 | (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 〇「武蔵野大学研究活動不正行為調査委員会規程」に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・不正に係る調査体制に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること |
| | | 【物品・役務の検収業務について】 〇 検収業務については事務担当部署が実施している。他に事務担当部署が発注を認めたうえで、本学と発注・納品・検収等の代行業務委託契約を締結した武蔵野大学アソシエート株式会社による業者選定と発注業務が行われているものについては、納品時に事務担当部署が武蔵野大学アソシエート株式会社と連携して検収業務にあたっている。 | ・配分機関の調査への協力に係ること 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に提出を求める誓約書等について】 〇 業者の選定基準(一定の取引実績の定義化)を策定したうえで、平成26年度中に誓約書等の提出をさせる予定としている。これについて着実に実施すること。 |
| | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収については、保守・点検完了報告書や委員会・会議開催報告書等を事務担当部署に提出させ、機器の保守・点検の場合には事務担当部署が現場に立ち会うなど、検収に関する実効性のある明確なルールを定め、「公的研究費の使用に関するガイドブック」に掲載し周知・徹底を図っている。 ○ 保守・点検完了報告書や委員会・会議開催報告書等を事務担当部署に提出させ、機器の保守・点検の場合には事務担当 | ○ 研究者による発注を認める場合は、研究者の権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうこと。 |
| | | ○ 成果物がない機器の保守・点検などの現場確認を行う体制を整備している。 | |
| | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 事務担当部署が採用時の面接や勤務条件について説明し、非常勤雇用者(研究室・実験室におけるアルバイト等研究協力者等)は、学内の所定の場所(学務課、武蔵野学務室、医療系事務課)に設置してある出勤簿に押印してから研究室等での勤務を開始し、退勤時には学務課、武蔵野学務室、医療系事務課に勤務終了の報告を行うこととなっている。また、事務担当部署が勤務場所である研究室や実験室等に行き、研究者やアルバイト勤務者の勤務状況等を確認している。さらには内部監査チームによる内部監査において、抽出した非常勤雇用者の勤務状況等について面談を行い勤務実態等の確認等を行っている。 | |
| | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 ○ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、部局責任者(規程改定後はコンプライアンス推進責任者)が承認後、内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる出張願いを事務担当部署に提出させ、出張後も同様に報告書とともに領収書等の証拠書類を事務担当部署への提出を義務付け、目的や旅費の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行っている。さらには内部監査チームによる内部監査において、抽出した出張報告書等に基づく出張が適正であるか旅費支給に関する取扱要領等で確認している。 | |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇 内部監査チームによる内部監査において、抽出した納品・検収済みの物品等が正しく納品されていたか、現物確認を行っている。 〇 内部監査チームによる内部監査において、一部本学保管の納品書と取引先業者保管の元帳もしくは売上伝票を取り寄せ、取引内容の照合を行っている。 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---|--|--|
| 進展し、研究者の出張計画の実行状況等の把プローチ監査など、所要の対策が着実に実施さしかしながら、本調査時点(平成26年10月末、インの要請事項のうち、予算執行状況確認等の原だ実施に至っていない事項が残されているこ。度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履意事項についても未履行事項があることから、状況調査の対象機関として、引き続き、公的研体制の整備・運用状況をモニタリングにいる必免般明らかとなった不正事案(業者に対する。発防止策を着実に実施することも含め、公的研制について一層の整備を進めるとともに、そ野を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、別いくことが求められる。また、継続中の不正に係る調査について速やともに、不正事実が明らかとなった場合は、不可 | ○ 競争的資金の制度の概要や経費の執行について記載した「研究費ハンドブック」を教員全員に配布したほか、リーキ殊な役務に関す ニシアティブセンターのホームページにもアップしている。ハンドブックの内容は、各関係部局とルールについての共定 | 図り、 を、平成20年度中には微収を実施、完了する予定としている。これについて着実に実施すること。きない。 答的研(()含善の取扱い、調査及び設金に関する規程の整備及び運用の透明化 「不正に係る調査の体制・手続等の規程等について) 〇「立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・ 調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・ 調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・ 元が機関の調査への協力に係ること ・ 記分機関の調査への協力に係ること ・ 記分機関の調査への協力に係ること ・ 記分機関の調査への協力に係ること ・ 記分機関の調査への協力に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。 |

| 機関名総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|--|--|
| ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査信 進展し、情報発信・共有化の推進、コンプライアンス こと及び行動規範の策定など、所要の対策が着実 いる。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)によ インの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任 と、全ての構成員からの誓約書の提出及び業者か 提出など、いまだ実施に至っていない事項が多く残 と、また、平成25年度に実施した「ガイドラインの実 履行状況調査」の留意事項についても未履行事項 ら、平成27年度の履行状況調査の対象機関として 的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニ いく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け に対する再発防止策を着実に実施することも含め、 管理・監査体制について一層の整備を進めるととも | 体制の影響が 次常に関する (2) 総括管理量を指すは本方針によった。機関全体の具体的な不正防止対策を策定し、競争的資金の運営・管理に関わる がいるように、 がいて、ガイウ。 を対することとしている。最高管理量をは表していて了 (3) 関係者の遺歯向上 を対かるとしたい。 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯の主動となる環境の整備 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯の上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯向上 (3) 関係者の遺歯の上 (3) 関係者の遺歯の上 (3) 関係者の遺歯の上 (3) 関係者の遺歯の上 (3) 関係者の遺歯のと (3) 関係者の遺歯のと (3) 関係者の遺歯の上 (3) 関係者の遺歯のと (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係者の遺歯としている。 (3) 関係者の遺歯としてい (3) 関係の患をできまなとしてい (4) 関係者の必要をは関係であるとしてい (4) 関係者の必要をは関係をと (4) 関係の事態に対してい (4) 関係の事態に対してい (4) 関係の事態に対してい (4) 関係の事態に対してい (4) 関係を (4) 関係を (4) 関係を (4) 関係を (4) 関係を (4) 関係者の過胞と (4) 関係者の過胞と (4) 関係者の過胞を (4) 関係者の過胞と (4) 関係者の過胞を (4) 関係者の (4) 関係者の | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [2] プライアンス推進責任者と設置したうえで、役割、責任の所在・範囲と権限を定め、コンプライアンス推進責任者を設置したうえて、役割、責任の所在・範囲と権限を定め、コンプライアンス推進責任者が、自己の管理監督以は指導する場合 素能と受講状況の管理監督を担当し、構成員が認切に裁争的財産等の管理・執行を行っているか等をモニタリングして、必要に成して改善が、自己の管理監督と担当し、構成員が認切に裁争的財産等の管理・執行を行っているか等をモニタリングして、必要に成して改善化製する体制とすることとしているが、それらについて着実に実施すること。 第2節 適正な運営・管理の基壁となる環境の整備 (の) 研究者による是注に関する業務の分型と実態を検証し、実態と職務分学の間に事離が生じないように規程及び業務分担の見ての講教権限の明確化 (の) 研究者による是注に関する業務の分型と実態を検証し、実態と職務分学の間に事離が生じないように規程及び業務分担の見ての講教権限の明確化 (の) 研究者による是注に関する業務の分型と実態を検証し、実態と職務分学の間に事離が生じないように規程及び業務分担の見て、(別) 部係者の影場的上 (元) に係るの意場の上 (記) 特別の意場のと (記) 特別の意場のと (記) 特別の意場のと (記) 中国に関する表別の整備とは関する規程の整備及が連用の透明化 (不正に係る影査の体制・影整の規程等に定めている事項について引 (表) 現実に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・ 現実の事を記を記録と関係を可能として表ですること。 ・ 現まの事を記が機関への報告別限をは、(表) と ・ 完) ・ 現まの事を記が関係といる事項について明確に定めること。 ・ 現まの事を記が機関に係ること ・ 第三者の課を記が開発に係ること ・ 第三者の書を記が機関に保証をと ・ 「別定を記念を記を記をの制度がに係ること・「第三者の書を記が機関に係ると」・「第三者の書を記が機関に係ると」・「第2分権を記が機関との基準・計画の策定」 (1) 「い正でを発生させる要因のお提定と不正防止計画の策定 (の) 「い正でを発生させる要因のお提定と不正防止計画の策定 (の) 「いている実が一部でも認定して発金でこととしているが、その策について対策に関係のことの音をについて対策に関係のことを指していたが、その情間を示していまのまとしてままが、その策略について対策に実施すること。 「の) 「必定を発生させる要因のお提とと下正防止計画の策定 (の) 下正で発生させる要因のお提と不正防止計画の策定 (の) 下正で発生させる要因のお提と下正防止計画の策定 (の) 「いている実に実施することとしているが、その策値について対策に関係のよりを持定について、表述に関する場合には、実施すること。 第4節 研究者の適立には、定義に対してないまるととしているが、その策間といまため、不正防止計画の策定 (の) では、ない、またい、対策に関係の入力を行っている。ない、手続きでこととしているが、表別を確認といままたが、自己の研究者を持定しいて、対策に関係の表述を持定しいて、対策に関係の表述を持定しいて、対策に対策の必要を持定しない、対策に関係の表述を持定しない、対策に関係の表述を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定しない、表述に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、対策に対策の必要を持定していて、表述といて、対策の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|--|--|---|
| 松本歯科大学 | る。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、責任体系の明確化、コンプライアンス教育の実施、リスクアプローチ監査の実施など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金等)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。ガイドラインの改正を踏まえた公的研究費の管理監査体制、関係規程等の整備に向けて取組が進められているが、平成26年度中に体制整備・運用が求められる事項については、調査時点(平成26年10月末)においては、多くの課題が残されており、着実な体制整備・運用に努める必要がある。 | 「物品・役務の免法・検収表称について」 の研究者と助す業者が整体です。 研究者の対象を受するもの等、研究者が直接免注する必要があるものについても担当事務部門又は研究費等審査委員会の「解を得てから発達することとしている。 の 表述に専門知識を要するもの等、研究者が直接免注する必要があるものについても担当事務部門又は研究費等審査委員会の 教唆は結局を検収とシターで行うが、事務機関による内容確認が困難な納入品(解析データ等)は、専門の知識を有する研究者(研究費等審査委員会又は研究費不正防止計画推進委員会の委員)の協力を得て検収するなど、確実な検収体制を整備している。 「非常動犀用者の財務状況確認等の雇用管理でついては、彩路環境と対象を対象では、形態を対象では、一般では、非に、出力解文場については、別選を管理を受けるの情報という。 「非常力の財政状態を必要の関係を受ける。」 「非常力の財政状態を必要の関係を受ける。」 「非常力の財政状態を必要の関係を受ける。」 「非常力の財政状態を必要の関係を受ける。」 「非常力の財政状態を必要の関係というには、所名を理るでは、多いの財政を行っている。 「表述の高し物品の管理については、別路保険条件の説明等を行っている。 「接触性の高し物品の管理については、一般を信息の高い物品の管理については、一般を信息があるが場合で関係というという、表述の場合で発力を記載している。 「接触性の高し物品の管理については、「学校法人松本商科大学固定資産及び物品管理規程」に定め適切に管理している。 「表述の高し物品の管理については、「学校法人松本商科大学固定資産及び物品管理規程」に定め適切に管理している。 「表述の高し物品の管理については、「学校法人松本商科大学固定資産及び物品管理規程」に定め適切に管理している。 「特定の高し物品の管理については、「学校法人松本商科大学固定資産及び物品管理規程」に定め適切に管理している。 「特定の高し物品の情報を表述ないる。」 「特定の高し物品の情報を表述ないる。」 「特定の高し物品の情報を表述ないる。」 「特定の高し物品の情報を表述ないる。」 「特定の高し物品の情報というないる。」 「特定の高し物品の情報というないる。」 「特定の高し物品の情報というないる。」 「特定の高し物品の情報を表述ないる。」 「特定の高し物品の情報というないる。」 「特定の高しか品の情報というないる。」 「特定の高しか品の情報というないる。 「特定の高しか品の情報というないる。」 「特定の高しか品の情報というないる。」 「特定の高しか品の情報というないる。」 「特定の高しか品の情報といる。」 「特定の高しか品の情報といるいる。」 「特定の高しか品の情報というないる。」 「特定の高しか品の情報を表しませないる。」 「特定の高しか品の情報を表しませないる。」 「特定の高しか品の情報を表しませないる。」 「特定の高しか品の情報を表しませないる。」 「特定の高しか品の情報を表しませないる。」 「特定の高しか品の情報を表しないる。」 「特定の高しか品の情報を表しないる。」 「特定の高しか品の情報を表しないる。」 「特定の高しか品の情報を表しないる。」 「特定の高しか品の情報を表しないる。」 「特定の高しないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる | ○ 統括管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、統括管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 ○ コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当ちる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 |
| | | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認について、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うこと。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】 〇 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。 |
| | | | ・ 【監査手順を示したマニュアルについて】 ○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 |
| | | | 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇 内部監査部門が、ガイドラインに示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。 〇 内部監査部門が、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。 |
| | | | 【リスクアプローチ監査について】 〇 内部監査部門が、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施すること。 |
| | | | 【監事及び会計監査人との連携について】 〇 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 ○ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----------------|--|---|---|
| 機関名 愛知大学 | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアン教育、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定、換金性の高い物品の管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、下成25年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の圏意事項についても未履行事項があることから、研究の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事業/旅費の虚偽請求、通勤手当実に実施請求、立替払いの虚偽請求)に対する再発防止策を着当に実施請求の管理・監査体制について一層の虚偽請求、立替払いの虚偽請求)に対する再発防止策を着当に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 非常勤雇用者は出勤した際に事務局に立ち寄り、これから勤務に就く旨報告を行い、勤務終了後も事務局に立ち寄り出勤簿に勤務時間を記載し、それを事務局が確認することとしている。採用時は原則雇用通知書を発行し、労働条件等を説明のうえ署名させることを原則としている。 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 〇 会計書類の形式的要件等が具備されているかなどについて、次のとおりチェックしている。個人研究費は、科研費ハンドブックに記載された「全体の概ね10パーセント以上」を参考に、学部所属研究者の約15%に相当する数を無作為抽出した。個人研究費の会計書類(全体の約15%)を年1回(6月~9月頃)チェックしている。科学研究費補助金は、過去不適切な使用を配分機関に報告後、当面は前年度に執行された全課題を対象としている。科学研究費補助金の会計書類(前年度に執行された全課題を対象としている。科学研究費補助金の会計書類(前年度に執行された全課題)を年1回(6月~9月頃)チェックしている。各研究所研究費は、2年前からチェック対象に加え、全7研究所について年間1~2部署ずつチェックする計画を立てた。5年間で一巡すること、研究所は複数校舎に設置されているため、他の監査業務との兼ね合いを考慮したうえでチェック部署を選定。各研究所研究費の会計書類を輪番で年1回(8月~12月頃)チェックしている。 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇 非常勤雇用者の勤務実態について、次のとおりヒアリングを実施した。非常勤雇用者の勤務実態について、次のとおりヒアリングを実施した。2件を対象としてヒアリングを実施した。1件は勤務者2名のため2名、もう1件は勤務者11名のため勤務日数の多い学生3名(全員の15%を下回らない人数)に対してヒアリン | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [最高管理責任者について] 〇 最高管理責任者について] 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 [コンプライアンス推進責任者について] 〇 コンプライアンス推進責任者について] 〇 コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 ○ コンプライアンス推進責任者に、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等においる対策を等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 ○ コンプライアンス教養を実施し、受講状況を管理監督すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (3)関係者の意識向上 (コンプライアンス教育の実施について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について] ○ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求めること。 |
| | | | |
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 【接金性の高い物品の管理について】 ○ 接金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理すること。 第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 ○ 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|---|---|--|
| 道の イ要記 オでも そ な に に な に に に に に に に に に に に に に に に | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が 進展し、研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認など、所要 の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラ インの要請事項のうち、コンプライアンス教育、不正を発生させる 要因の把握と不正防止計画の策定、非常勤雇用者の勤務状況確 認等の雇用管理など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況を モニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(図書等の虚偽申請、カラ出張によるプール金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、 | 第4条 研究費の適正な運管・管理活動 (存実者の出版計画の業件状況等について) 〇 研究者は、出版そる前に、①支配機構表、②出版命令書業施費申請書(出版命令者は研究者の所属素)、③出版スケ ジュール・場所がわかる書飯(学生・研究金等のフログラム・管照金強力、所名を対して、対しては、研究の目的や支持機の 情報中と提出・優合・変形のプストを研究金等のプログラム・管照金強力、所名を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 【統括管理責任者について】 〇 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。 【コンプライアンス推進責任者について】 〇 コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと。 |
| | | | 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施すること。 〇 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うこと。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理すること。 |
| | | | 第5節 情報発信・共有化の推進 〇 平成26年度中に改訂された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく、本学における競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針、責任体系、不正防止計画、ルール(研究関連諸制度ガイドブック、研究費経理マニュアル等)を研究推進社会連携機構のHPにアップロードすることとしている。これについて着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--------|--|--|--|
| | しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任者に関するこ | (3)関係者の意識向上 【コンプライアンス教育の実施について】 〇公的研究費取扱説明会として、統括管理責任者の責任の下、概ね6~7月に、研究者向けと実務事務担当者向けとで、各1 回ずつ実施している。説明会の内容は、不正使用の種類について(例示による説明)、不正使用を行った場合の処分、学外で 起こった不正事例の紹介等を行い、未受講の研究者には、原則としてDVD講習会を実施している。また、学内のHPに説明会 | 【コンプライアンス推進責任者について】 |
| 兵庫医科大学 | と、職務権限の明確化及び全ての構成員からの誓約書の提出な ど、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、 平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研 究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必 | の動画をアップロードし、いつでも閲覧できるようにしている。なお、平成26年度についてはガイドラインの変更があったことなどから、例年とは異なり、当該説明会とは別に、研究費不正使用問題に詳しい外部講師を招き、平成27年2月にコンプライアンス講習の実施を予定している。 | 「〇規程改正により、コンプライアンス推進責任者の役割責任を明文化することとし、コンプライアンス推進責任者は対策を実施し、状況確認を行い統括管理責任者に報告し、コンプライアンス教育に実施し、受講状況を管理監督することとしているが、それらについて着実に実施すること。 |
| | 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。 | 【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定】 〇物品モニタリング(検収を経て納品された物品の再チェック(毎月3件抽出して実施))、物件検収及び支出書類のチェックな | 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (2) 職務権限の明確化 (2) 職務権限の明確化 (2) 職務権限の明確化 (2) 職務権限の明確化 (2) 職務権限の明確化 (2) 職務 (3) 財政 (3) 財政 (4) 財政 (4) 財政 (5) 財政 (5) 財政 (5) 財政 (6) 財政 (6 |
| | | 定している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注業務について】 | (3)関係者の意識向上 【競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約書等について】 〇誓約書に盛り込む内容等を検討し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して誓約書の提出を求めることとしているが、その提出について着実に実施すること。 |
| | | ○予算管理システムにて執行状況を確認し、①研究室への今後の残高の使用予定についてのヒアリングを実施、②新規業者への研究者発注の際は、事前に物流センターへ確認することとし、信用性等の観点から、業者対象説明会を受講し誓約書を徴取した既取引業者への発注を促す、③ただし、当該既取引業者であっても、研究者発注により特定の研究室との取引が顕著な場合は、検収時に細心の注意を払うとともに、誓約書の遵守を再度要請することとしている。 【特殊な役務に関する検収】 | (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 〇不正行為に関する規程について、一部、定められていない事項があるため、規程の改正を行うこととしているが、その改正について着実に実施すること。 |
| | | ○公的研究費による物件調達に係る取扱要領により、業務完了報告書をはじめとした証拠書類の提出を徹底している。 【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○事務部門より、非常勤雇用者の採用時に面談を実施し、入職時には必ずオリエンテーション(労働条件通知書(勤務条件)、 | 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 〇規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。 ・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること ・第三者の調査委員の利害関係に係ること ・調査対象者に対する研究費の使用停止に係ること ・不正の有無等の認定に係ること |
| | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇出張後は出張報告書の提出を義務付けており、出張命令書等に添付された資料(用務内容が分かるもの等)で、用務内容・出張先・出張期間等を確認し、収支簿で出張日程が重複していないか、定期的にチェックしている。旅費については、規程に基づき計算し、複数人でのチェックにより支払を行っている。 | ・調査方針等を配分機関に報告・協議することに係ること ・配分機関への最終報告書の提出期限及び中間報告に係ること ・不正の事実が一部でも確認された場合の配分機関への報告に係ること ・調査の進捗状況報告及び中間報告の配分機関への提出に係ること ・配分機関の調査への協力に係ること |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇ガイドラインにおける監査実施上の留意事項を踏まえ、不正発生要因の分析を行い、当該分析の結果を公的資金監査 チェックシート及び公的資金監査件別の抜出基準に随時、反映している。 | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【業者に対する処分方針について】 〇不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底していないため、誓約書の再提出を求める際に徹底を図ることとしているが、その徹底について着実に実施すること。 |
| | | 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇納品後の物品等の現物確認について、有形固定資産とする20万円以上の機器備品を対象として、毎年1回実施している。また、業者との帳簿の突合については、極端に特定の業者に偏っているものや特定の時期に偏っているもの等、特に疑問点があると思われる取引について、年1回実施している。 | 【業者に提出を求める誓約書等の内容について】 〇ガイドライン改正前に、既に主要取引先への説明会と誓約書の徴取を実施していたが、改正ガイドラインに示されている項目を盛り込んだ新たな誓約書の提出を求めることとしており、その提出について着実に実施すること。 |
| | | | 【発注した当事者以外の検収が可能である場合について】 〇事務部門の検収を経ない物品等は、発注した当事者以外の研究室・研究グループに属さない検収担当者による検収を義務付ける運用への変更を行なうこととしているが、その運用の変更について着実に実施すること。 |
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 〇有形の成果物がある場合における専門的知識を有する者によるチェックの方法について、決定のうえ実施することとしているが、着実に実施すること。 〇成果物がない機器の保守・点検などの場合における機器修理以外の現物引取を伴わない(大型)機器の保守・点検の実施は、公的研究費では、これまで実績がないことから、事案発生時には個別で対応することとしているが、検討のうえ、着実に実施すること。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇パソコン、解析装置等の20万円以上の備品については、ラベルを貼付しシステム管理を行い、定期的に現物確認を実施しており、毎年、内部監査を行っている。他の物品については、実施に向けて検討することとしているが、検討を踏まえ、着実に実施すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【監査手順を示したマニュアルについて】 〇監査手順を示したマニュアルを整備することとしているが、その整備について着実に実施すること。 |
| | | | 【リスクアプローチ監査について】 〇内部監査を有効に実施するためには内部監査を受ける研究者等による積極的な協力が不可欠との観点から抜き打ち監査などは特別な場合(緊急性のあるもの)に限定し、監査計画を策定した後、実施する通知監査を原則としている。抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査の実施のためには、規程等への改正を実施することとしているが、着実に実施すること。 |
| | | | 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇今年度中に実施予定のコンプライアンス講習において、監査報告の取りまとめ結果について、機関内で周知を図り、類似事例 の再発防止を徹底する内容の作成を行うこととしているが、着実に実施すること。 |

| しいかから、大き電子におかずの内容 (1987) (1987) できまった。 | 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|--|-----|--|--|--|
| | | ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、事務部門による物品・役務の検収、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、責任体系の明確化、コンプライアンス教育の実施、告発窓口等の設置、不正防止計画の策定など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成24年度に実施した「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。先般明らかとなった不正事案(業者に対する預付金)に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図って | 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の検収業務については、「学校法人産業医科大学会計規則」に基づき、検収業務は原則事務部門(契約課)で 実施しており、研究者等による検収は認めていない。 第6節 モニタリングの在り方 [リスクアプローチ監査について] 〇 監査履歴がないもの、研究費の総額・旅費・アルバイト雇用の支出が大きいもの、執行時期の遅いもの等を不正が発生す るリスクとしてリストアップし、リスクアプローチ監査をしている。 【リスクアプローチ監査の具体的な方法について】 〇 定期監査及び臨時監査の対象となった研究者が使用した全ての旅費について、通常監査においては出勤簿、旅行命令 簿、旅費計算書類、出張報告(記録)書等との整合性を監査するとともに不明な点は研究者に確認を行うこととしている。 特別監査では旅費全でについて、先方からの支給の有無、内容、金額に間違いはないか、申告漏れはないかなどを直接研究者に確認を行っている。先方への確認については、ヒアリングでの回答が不明確であった場合に行うこととしている。 〇 定期監査(月月~8月)及び臨時監査(2月)の対象となった研究者が使用した旅費について、通常監査及び特別監査で不明 な点があれば出張の目的や概要についてヒアリングを行っている。 〇 歳初品後の物品等の現物確認を行っている。定期監査(7月~6月)の特別監査の際に実施している。併せて、保証書の保管 状況及び使用頻度の確認を行っている。定期監査(7月~6月)の特別監査の際に実施している。併せて、保証書の保管 対況及び使用頻度の確認を行っている。 〇 業者の帳簿との実合を行っている。定期監査期間中に最も物品購入が多い業者を選定し、納品書に記載している物品と 当該業者の元帳との実合を行っている。 ○ 整査が特定の講座等に偏って実施され、その他の講座等では実施されないこともリスク発生の一因と考えているため、臨 時監査を実施するなどして、監査室による監査を2年に1回のベースで競争的資金を受けている対象講座等に実施している。 | 第1節 機関内の責任体系の明確化 [コンプライアンス権連重任制:ついて] コンプライアンス権連重任制:ついて] コンプライアンス権連重任制:ついて] コンプライアンス権連重任制:のいた] 当ともおの限名を規則内外に関加・公表すること。 コンプライアンス権連責任者に関しての役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス権連責任者に関していて、担任の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するととも 「実施状況を経済管理責任者に報告すること。 コンプライアンス権連責任者に関合では、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとと 同に対し、コンプライアンス権責任者に対し、自己の管理管理又は指導するとと 同に対し、コンプライアンス権責任者に対し、自己の管理管理又は指導するとと 同じ対し、コンプライアンス権責任者に対し、自己の管理を関すること。 同じ対し、コンプライアンス権責任者に対し、自己の管理を対し、指導を関すること。 日に対し、コンプライアンスを育を表し、と連続が、定型に応じて依需を指導するとと。 日本の分割の確定との環境との提供を関係を関係を受けるとの環境というには、 日本の分割の機能をの関係して、自己の事理を対しては、自己の事理を対しませないまう違切な職務分学を定めること。 日本的の学生と聴惑とが実施をの関係に関いるでは関係とないよう違切な職務分学を定めること。 日本的の学生と聴惑とが実施をしている。 日本のの学生を関係に関いるでは、機能の主に対していまう違切な職務分学を定めること。 日本のの学生を関係しています。 日本のの学生を関係しています。 日本のの学生を関係しています。 日本の学生を関係しています。 日本の学生を関係しています。 日本の学生を関係しています。 日本の学生を関係しています。 日本の学生を関係しています。 日本の学生を関係しています。 日本の学生を受け込むこと。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を実施すること。 日本の学者を受け、関係の企業を対策を実めること。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を関係しています。 日本の学者を表の企業の関係と対した。 日本の学者を表の保護を含む手は等について、 日本の学者を表の定していませまり、 日本の学者を表の定していませまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の学者を表の定していまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の学者を表の定していまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の課金をもの事に対していまり、 日本の課金をは、対していまり、 日本の課金をは、 日本の |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|-----|------|--------|---|
| | | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用することについては、検討課題であるとしているが、着実に取組むこと。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすることについては、検討課題であるとしているが、着実に取組むこと。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことについては、検討課題であるとしているが、着実に取組むこと。 |
| | | | 【換金性の高い物品の管理について】 〇 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理すること。 |
| | | | 第5節 情報発信・共有化の推進 〇 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。 |
| | | | 第6節 モニタリングの在り方 【コンプライアンス教育における取扱いについて】 〇 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---------|---|---|--|
| 武蔵丘短期大学 | 進展し、事務部門による物品・役務の検収、物品の管理など、所要の対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、不正防止対策の基本方針の策定、行動規範の策定、不正防止計画の策定、防止計画推進部署の設置、 | 【物品・役務の体収主務について、業者との預け金の防止のため、事務部門による検収を機應しており、研究者等による検収は認めていない。 【物品の管理について】 〇 3万円以上の物品は、事務部門により備品シールを貼り管理している。 | 新 節 機関内の責任体系の明確化 [温高管理解社書について] の 最高管理技術者は、本正が正対策の基本方針を策定すること。 [経験管理技術者について] の 終情管理技術者は、基本方針に当づき、不正防止対策の基本方針を策定すること。 (経験管理技術者について) の コンプライアンス能能責任を推開内の各局局等における辞令的資金等の選金。管理について業質的点性と機関を持つの役割。長行政を報度を書きる。 の フンプライアンス能能責任を推開内の各局局等における辞令的資金等の選金。管理について業質的点性と機関を持つの役割。長行の本・観距と指数を数ける地理を対象の方を対した。 の コンプライアンス能能責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の選金。管理に関わる全ての構成 に関い、企業すること。 の コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の選金、管理に関わる全ての構成 に対し、コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の選金、管理に関わる全ての構成 に対し、コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ 教育を行つているの事を主たリングリンの委託に及び経験を書館できる。と、 の コンプライアンス教育の受益者の企業が、受証が関係に関いなどれまする。 第28 高速な運営・管理の基金とな経境の受難 (20 フェンプライアンス教育の受益者の登録を表し、受証を表していて、 (12 学的資金等の変量、管理に関わる全ての構成員に対した求めるを動書等について の サードの事を主を対しまりをよっな表します。 (13 等の財産等の変量、管理に関わる全ての構成員に対する行動技術を実定すること。 (3 等の財産等の変量、管理に関わる全ての構成員に対する行動技術を実定すること。 (4 等の財産等の変量、管理に関わる全ての構成員に対してより、影響等の促進性表もあこと。 (4 等の財産等の動態について、機関の構成員に対して、エアライアンス教育等で具体的な利用方法を周知権施定すること。 (4 等の財産等の動態について、機関の構成員に対して、エアライアンス教育等で具体的な利用方法を周知権施定すること。 ・予選表の書の制度及びに対している場合を開始に係ること。 ・予選表の書の制度を対している場合を対しまする。 「第2 表の財産の制度を対しまする。 第2 表の財産の制度が関係に係ること。 ・予選表が対している場合に対しまる。 ・第2 表の財産の制度が関係に係ること。 ・予選表が対しためが手が表別のの計算を実施していること。 ・不正を発生させる要別の対策とでまたとは計画を実施すること。 ・予選表が対象の機能が関係といる場合の対策を表して、地間を対したと、 ・不正を発生させる要別の対策と対しまいと対しまた。 ・第2 表の財産の制度が関係に係ること。 ・不正を発生させる要別の対策と対しまいと対しまいと対しまいとなること。 ・不正を発生させる要別の対策といままがはからままがままがまます。 (2 系に対しまが対象を表しないまればないであるの対策を対しますがままがままがまます。 (2 系に対しまが対象を表しないまればないであるの対策を表した。 ・第2 表の対策の対策を表しますが表のが、機関を存むこと。 ・不正を発生させる要別の対策といまが表のが、機関を存むこと。 ・不正を発生させる要別の対策といまが表のが、機関を存むこと。 ・不正を発生させる要別の対策といますがまますがまますがまますがまますがまますがまますがまますがまますがまますが |

| 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|------|--------|---|
| | | 【物品・役務の発注業務について】 〇 発注業務については、原則として、事務部門が実施すること。 |
| | | 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 特殊な役務に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用することについては、検討課題であるとしているが、着実に取組むこと。 ○ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすることについては、検討課題であるとしているが、着実に取組むこと。 ○ 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことについては、検討課題であるとしているが、着実に取組むこと。 |
| | | 【換金性の高い物品の管理について】 ○ 換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理すること。 |
| | | 【研究者の出張計画の実行状況等について】 〇 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とすること。 〇 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行うこと。 |
| | | 第5節 情報発信・共有化の推進 〇 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表すること。 |
| | | 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査部門について】 〇 内部監査部門を設置すること。 〇 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備すること。 |
| | | 【監査手順を示したマニュアルについて】 〇 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用することにより、監査の質を一定に保つこと。 |
| | | 【不正発生要因の分析、監査計画の立案について】 〇 内部監査部門を設置し、ガイドラインに示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して不正発生要因を分析すること。 〇 内部監査部門を設置し、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図ること。 |
| | | 【内部監査の実施について】 〇 内部監査部門を設置し、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを 一定数実施すること。 |
| | | 【リスクアプローチ監査について】 〇 内部監査部門を設置し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプロー チ監査を実施すること。 |
| | | 【監事及び会計監査人との連携について】 〇 内部監査部門を設置し、監事及び会計監査人との連携を強化すること。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---------|---|--|--|
| 東京校工業高等 | しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、コンプライアンス推進責任者、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に提出を求める誓約等、特殊な役務に関する検収など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていること、また、平成25年度に実施した「ガイド・インの実施等に関する履行状況調査」の留意事項についても未履行事項があることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(業者に対する預け金、品転)に対算する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の | 【予算執行状況の把機について】 ○ 財務会計システムの男人とWebサイトを利用した購入依頼の発生濃入力により支出財源の特定を行い、システム上での財源別P算管理の徹底を図るとともに、各教職員が予算執行の状況を把機できるよう整備している。特に、予算管理システムによる予算執行状況の施設等について】 ○ 財務会計システムの予算差引簿により、事務部側で常に執行状況を確認の上、執行の遅れが見られる場合には、事務部から教員に対しぬめて執行計画等を確認、早期執行をするよう連絡を取っている。また、もし想定外の事態等により執行援が出る可能性がある場合には、無理に執行することなく、ルールに基づいた翌年度への縁起または配分機関への返還をすることができる首説明している。 【業者に提出を求める誓約書等について】 ○ 平成19年度から平成24年度において、各年度取引件数5件以上又は取引金額10万円以上の実績のある業者を選定。平成26年度は財務会計システムに登録のある業者で、昨年度取引のある業者に対して実施する予定としている。 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 機器の保守・点検等については、検収担当者が立会いによる現場確認を実施している。 第6節 モニタリングの在り方「リスタアブローチ監査の具体的な方法について】 ○ 平成25年度は、取引件数の上位5社について帳簿の突合を行った。 | 【コンプライアンス推進責任者について】 ○ コンプライアンス推進責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、コンプライアンス推進責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 ○ コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・ |

| 機関名 | 総合所見 | 主な取組事例 | 体制整備・運用が求められる事項(平成26年10月31日現在) |
|---------------|---|---|---|
| 高工ネルギー加速器研究機構 | 対策が着実に実施されている。 しかしながら、本調査時点(平成26年10月末)において、ガイドラインの要請事項のうち、不正防止対策の基本方針の策定、不正に係る調査の体制・手続等の規程等の整備、特殊な役務に関する検収体制の構築など、いまだ実施に至っていない事項が多く残されていることから、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。 先般明らかとなった不正事案(旅費によるプール金)及び不適切 | [構成員上業者の厳着を防止するその他の対策について] ○ 業者との応接に当たっては、受付カウンターその他適切な対応場所で行うことや、単独での応接を避けることとしている。 【物品・役務の発注業務について] ○ 訓達データから、同一職員から同一業者へ同一品目の発注実績が多数あるものを抽出し、当該業者に対して売上日照会や物品実査等を行い、当該案件の実在性の確認をするなどして、発生し得るリスク要因に対応している。 【物品・役務の検収業務について] ○ 一般の特品物及び引取り修理が完了して特品される物品は、すべて特品を管理するセンター(事務部門が常駐)を経由し、傾印を受けることとしている。 ○ 宅配便で納入される物品は結局管理センター(旧納品検収センター)を経由するが、開催すると物品使用者まで配達されなくなるため、センターでは中央を検分していないことを意味する「通過」の受けれる。その後宅配便による納入案件をランダムで抽出し、物品使用者に連絡がつき次第会計担当者が訪問し現物確認を行っている。 【業者による納品物品の時ち帰りや納品検収時における納品の品の反復使用などについて] ○ 入出機を管理しており、特に物品の無所持ち出しをチェックするために出構管理を強化しているが、車の荷台を確認することもあり、物品の反復使用に対して一定の抑制効果があるとしている。 「物品性数学的では、これまでの「○○一式」だけの記載ではなく、納入物の名称及び数量が分かるような内訳の記載を可能な限り求めることとしている。 第6節 モニタリングの在り方 「リスクアプローチ監査について] ○ 内部監査においては、潜在リスクの所在を考慮した実効性のある監査を随時実施するよう心掛けている。これまでにリスクアプローチを強力的から下記のような監査を実施している。 「帰来者への多頻度取引について実在性の確認・・ 発出の力・下記のような監査を実施している。 「外部資金は、科研費ルール(全体の1096を出出対象)を参考としながら、さらに監査を広範に行う意味で、全体の15%を増出が対象として無作為抽出して同様に監査を実施している。 「外部資金以外(運営等文付金等)は、物件費、族費、謝金等について、起業係毎に数件を無作為抽出して同様に監査を実施している。 「特別監査として実査対象となった物品については、現物確認を行い、管理状況や使用状況を担当教員等にヒアリングを実施している。 なお、今般の不適切な軽理問題を踏まえ、年度末納品の物品に対して、スポット的に現物確認を行う予定としている。 なお、今般の不適切な軽理問題を踏まえ、年度末納品の物品に対して、スポット的に現物確認を行う予定としている。 | に、実施状況を統括管理責任者に報告すること。 〇 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 〇 コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するに表し、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (2)職務権限の明確化 〇 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有すること。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】 〇 規程等に定める予定としている以下の事項について明確に定めること。・調査の要否の判断及び配分機関への報告期限に係ること・・調査委員会の設置及び調査の実施に係ること・・・正に係る調査体制に係ること・・・不正に係る調査体制に係ること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |